

韓国における法意識研究の展開とその問題点：韓国 「法意識論」の構築へ向けて

久保山，力也
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/10986>

出版情報：九大法学．90，pp.362-291，2005-02-28．Kyudai Hogakka i
バージョン：
権利関係：



韓国における法意識研究の展開とその問題点

— 韓国「法意識論」の構築へ向けて —

久保山 力也

緒 言

第1章 日本の法意識論議 — 80年代法意識論議の残したもの

- 1 法意識研究と日本人論
- 2 法意識研究理論モデル
- 3 「目的論」への可能性

第2章 韓国の法意識調査研究 — 2つの国民法意識調査研究を中心に

- 1 韓国における法意識調査研究
- 2 91年調査の結論
- 3 94年調査の結論
- 4 国民法意識調査研究前の法意識研究
- 5 国民法意識調査研究後の法意識研究
- 6 日本における「韓国人の法意識」形成

第3章 韓国法意識論の構築へ向けて — 法意識研究から「法意識論」へ

- 1 「目的論」からの再考
- 2 韓国法意識論の諸相
- 3 韓国法意識論への道程
- 4 韓国法意識論の可能性

結 語 — 韓国法意識論のゆくえ

付録1 韓国国民法意識調査

付録2 李根植教授による法意識調査

付録3 韓東大学校における調査

緒 言

韓国においては二度の国民法意識調査研究を一つの頂点として法意識研究が行われてきた。司法改革が叫ばれ、ロースクール導入問題などが大きく取り沙汰される昨今、「法意識」に関わる問題状況も揺れ動いている。本稿は、韓国の法意識研究を一個の対象として吟味することで、日本における韓国研究、特にその法と社会に関する研究の進展をはかるものである。また同時に韓国におけるこの部分への貢献も視野に入れている。外部からの一歩踏み込んだ議論は、これからの韓国の法と社会研究において不可欠である。

本稿では「法意識」と「法意識論」とを切り離し、前者に法意識調査研究部分を、後者にそれにいたる「目的論」ないし、より広い視野からの法意識研究そのものへの洞察を読み込んでいる。中心的な関心はこの後者にある。調査研究の技術的な側面における問題点等については深入りを避け、若干整理するにとどめた。第1章は、わが国における80年代の法意識研究に関する諸論議のなかから「法意識論」に関わる主要な論点を抽出し、分析視角を得るものである。日本の「法意識論」がおかれた環境と、韓国のそれはもちろん異なるものであるが、日本の「法意識論」に関わる論議は韓国の法意識研究を論じる上で重要な視座を提供すると考える。続いて第2章では、韓国の法意識研究の特徴を明らかにするために、国民法意識調査研究を中心とする法意識研究の流れを概観する。そして最後に第3章においてこの分析を行い、韓国「法意識論」への可能性と課題を探ってみることにする。韓国の法意識研究には多くの問題点があり、それゆえより一層の研究の蓄積が必要である。以下、韓国の法意識論の可能性について、検討していく。

第1章 日本の法意識論議——80年代法意識論議の残したもの

1 法意識研究と日本人論

日本法社会学会は、1982年・83年・84年の三カ年にわたって法意識に関するシンポジウムを行いその成果をまとめた。⁽¹⁾まずここから法意識研究に関わる問題状況を整理してみたい。

利谷（1982）によると、法意識研究の必要性は、現代、とくにここ数年の日本社会の国際的・国内的状況変化と、それが法学一般に与えているインパクトの大きさに帰着する。⁽²⁾ここで注目すべき点が二つある。一つはそれが「状況変化」と関連づけられて論じられるという点、もう一つはそれが「日本」ないし「日本人」あるいは「日本社会」に関して述べられる点である。また利谷教授はこの時期の事情を、戦後改革において日本人の法意識が問題とされたことに比肩し得るほど「急激に変化」したと強調する。⁽³⁾そして「法意識および法観念に関する実証的データの集積とその総合的分析、そしてその歴史的な位置づけを行うことは、法社会学にとっては基本的な課題の一つではないかと考えられる。この作業は、今流行の日本人論が、ともすれば日本社会の特質を超歴史的にとらえ、これを一色に塗りつぶす危険をおかしていることに対して、一定の批判的な役割を果たすことにもなりうるのであろう」⁽⁴⁾とし、法意識、法意識をめぐる問題状況の一端を明らかにした。

ところでこれまでの多くの法意識に関する研究は、川島武宜教授の法意識論にコミットしてきた。⁽⁵⁾たとえば六本（1982）は、それが「近代法的秩序原理そのものの社会への浸透という、より大きな理論的射程を与え」⁽⁶⁾ることになった点を評価した。また最近の論議においても、高橋（2002）は、議論の仕方がかなり大雑把であるにもかかわらず、今でも気迫を感じさせる本であるとして、一連の読み直し作業を行っている。⁽⁷⁾このような議論において目を引くのもやはり、「日本人の」法意識という問題設定である。⁽⁸⁾法意識論が、日本＝特殊性という枠組みにおいて展

開されてきたことをまず考慮に入れる必要がある。⁽⁹⁾

2 法意識研究理論モデル

そもそも80年代に日本法社会学会が法意識の問題について議論せざるを得なかったのは、法意識研究の可能性に対して、内外から疑義が提起されていたからでもあった。「状況変化」、「日本」というこれまでの法意識論にとって、その契機として用いられてきた諸条件が疑わしくなるという新たな環境が明らかとなっていた。法意識研究のモデル化作業は、これまでの法意識論を止揚する必要に駆られてのものであったとも考えられる。

棚瀬 (1983) は、法意識の原型モデルを「基本的には、社会形態と社会意識との本来的対応性を前提し、その一時点の対応の破れのなかに日本的法意識の動態を位置づけたもの⁽¹⁰⁾」と規定した上で、特殊日本的な法意識に対する関心はやがて日本人の法意識の時代不適合性、後進性を強調し、やがてその「克服」が目指されていくことになるとする流れを確認した。この一連の動きは「タイムラグ・モデル」と措定される⁽¹¹⁾。しかし、こうしたタイムラグ・モデルは、「日本社会が、少なくとも経済的な面で急速に西洋型社会の仲間入りを果たしていったにもかかわらず、意識の面、あるいはもっと広くトータルな法秩序そのものが特殊日本的なものを再生産していったという事実を、十分に説明しきれない⁽¹²⁾」という限界を露呈し⁽¹³⁾、そして結局は「真偽よりも、その有効な射程範囲が問題視されるという形で、その影響力が失われていく⁽¹⁴⁾」ことになるのである。ここで、「状況規定モデル」といわれるモデルが登場してくる。この状況規定モデルは、法行動の説明を、当該個人よりもその置かれた行為状況に着目するものであり、これによれば、法行動が法環境、司法環境により規定されることになる。しかし、ここで重要なことは、「かりに日本人もアメリカ人も、⁽¹⁵⁾同一の行為状況に置かれれば同じ行動を選択するとしても、そこからただちに日本人に固有な法意識は存在しないのだと結論づけられないというこ

⁽¹⁶⁾と」である。⁽¹⁷⁾ここでは法意識の日本的な特殊性の存在が確認されるが、状況規定モデルについては次第に、「問題を微視化し、社会形態そのものが特定の意識によって相対化されていくというマクロな社会把握の視点を欠いている点で、モデルとしての限界が指摘⁽¹⁸⁾」されるようになる。つまり、状況規定モデルによっては、日本人の法意識や法意識の特殊性を説明することができないという事態が生じるのである。タイムラグ・モデル、状況規定モデルはつまるところ、法行動をとらえるにあたっての視点の狭隘さという共通の問題点を抱えていた。そうした問題を克服するツールとして、「社会文法モデル」が提示される。これは、「法行動を社会行動との連続性のなかで、ある共通の文化の規定下にあるものとして観察していかなければいけないということ」⁽¹⁹⁾をその固有の要請とし、このようなアプローチのなかで法は、「利益帰属の決め方、その対立を調整していく仕方にある固有の社会的英知が取り込まれたそうした手続的なコードとして捉えられていく」⁽²⁰⁾ようになる。

こうしたタイムラグ・モデル、状況規定モデル、社会文法モデルは、法意識に対するアプローチの態様に関するものであると理解できるが、⁽²¹⁾その中心関心は、特殊日本的であるという法意識の諸相をどのように解釈し、またどのように特殊的なものとしてそこにその存在意義を見出すことができるのか、この模索であったといえる。⁽²²⁾便宜的に、以上のような法意識モデル化理論を「棚瀬モデル」とする。この「棚瀬モデル」は、法意識研究が特殊日本的なものにコミットする、そのアプローチの一方式を提示し、同時に、「法意識論」の存在を確認するものであった。法意識研究における原理的な問題に対する探求は、特殊日本的な法意識の可能性へのコミットを必然とした。「棚瀬モデル」は、これに積極的な価値を付与するものであったのである。

他のモデル化作業もみておく。六本（1986）は、「法意識」を「法」と「意識」とに分解し、前者を2次元構成、後者を3次元構成とし、「法意識の分類」⁽²³⁾を試みた。

表1 法意識の分類

「意識」の 3次元	「法」の 2次元	① 現実の法	② 観念としての法
		{ ④ 法システム ⑤ 法規範 ⑥ 法機関 }	
① 認識		法知識	法観念 [=法意識(2)]
② 当為表象		法意見	
③ 態度		法態度	

出典 前掲、六本 (1986) 195頁

「法」の要素は、①現実の法と、②観念としての法に分けられるが、①はさらに、④全体としての法システム自体、⑤個々の法規範またはその集合、⑥個々の法機関（立法機関、司法機関、法律家等）またはその集合に細分化される。②については、「法とは何か」という場合の「法」がそれに該当する。また「意識」はそれぞれ、①特定の具体的な状況において、人が「法」を自覚的に認識（意識）しているという事実、②「法」がどう在るべきかについて人が有する表象、感覚、意見、③「法」に対して人が有する好悪、賛否、尊重・軽視などの態度、と定義され、それぞれ「認識」、「当為表象」、「態度」とされる。このような「法意識」の解体、再構成作業から、「日本人の法意識」という問題の一側面が浮き彫りになっていく。⁽²⁴⁾このように、六本教授の議論は、「法意識」を形づくる構成要素に対する個別の検討から、「法意識」の射程を明らかにするものであるが、同時にこれは「法意識」と「法意識論」との相克を間接的に描き出すという効果を生み出した。こうした作業を「六本モデル」としておく。

また法意識研究の目的に関連して、その研究対象により注視する論議もある。たとえば矢崎 (1983) は、法意識をその存在局面において理解しようとした。⁽²⁵⁾これによると、法意識は時間、空間そして担い手の側に分類することができる。具体的にはまずは、A 時間的には長い間つづ

いているとか、すでに根づいて支配的になっている既成の法意識。これについては以下のように下位分類が可能である。すなわち、A-(1) 一つの法意識が有力で支配的であるし、現にそうであるようにみえる場合と、A-(2) いくつもの法意識が競争し、したがって複合的にみえる場合。さらに、B 自己主張が刺激的で、上昇気流にあって社会的規範意識、そればかりか法意識の主流になるかもしれないもの、そして、C 個人がある。ところでより重要なことはこれらが「日本人の」法意識との兼ね合いで論じられるということである。こうした「法意識」の分類作業により「当人（たち）が主観的にそうであってほしいと願うもの無法意識的に、または故意に『である』の法意識に入れ込み、読み替え、さし替えて、あたかも一つの客観的法意識が現にあるかのように示すばあいも考えられる⁽²⁶⁾」ようになる。法意識はこのように意図的に操作され、すりかえられる危険性を常に含んでおり、この利用の仕方については十分に注意しなければならないのである。以上のような原理的な問題点は「日本人の」法意識論議にも当然大きな桎梏としてあらわれる。

同様に渡辺（1983）も「法意識」について、その目的論との関係で、「もともと、この種の定義は、法意識研究の目的および問題意識をどこに置くかということとの関係においてきまるものであるから、目的や問題意識が異ると、定義のしかたも異なる⁽²⁷⁾」とした。ここでは「法意識」は、法意識研究の「目的」と「問題関心」の従属変数であるということが暴露されている⁽²⁸⁾。ではそれにも関わらず「日本人の」法意識が成り立つため⁽²⁹⁾にはどのような条件が必要となるのであろうか。

3 「目的論」への可能性

以上、いくつかモデル化への試みをみてきたが、これに対する検討もまたいくつか⁽³⁰⁾が考えられる。しかしここでは「日本人の」法意識という一点において考えてみたい。

「六本モデル」は法意識という基本的要素の分析、解体、そして再構

成から、法意識の構造をモデル化するものであった。この知見によれば、われわれの命題に対する段階的な解答が可能となる。しかし一方そうすることは特殊日本的な現象、そして法意識に対する明確な回答を避けるということにもつながりかねない。そこで、より直截的なアプローチが必要になる。「棚瀬モデル」はそれに応答する一つの試みであった。このモデルにおいて決定的に重要なことは、その前提としての特殊日本的な法意識の積極的な承認であった。こうした「六本モデル」、「棚瀬モデル」は、それぞれ法意識の、前者が原理的な範囲に、後者が空間的な範囲に依拠するものであったということをまず確認しておきたい。そして、「日本人の」法意識というものが否定されず、むしろ積極的にその存在に対して肯定的な見解が示されたことにも注意しなければならない。また、矢崎（1983）、渡辺（1983）などの議論は、法意識研究の「目的」に着目し、その課題設定の重要性を示唆するものであった。同時にこれらは、法意識の総合性、複雑性、多様性に起因する、法意識研究の空洞化現象に対する否定的な見解をも含んだものであった。利谷（1984）も、「…危険なことは、特定の結論を導き出すために法意識調査を行うことである…法意識研究の利用は、その実施と分析の批判的検討を通じて慎重になされなければならない…法意識の認識と法解釈とをつなげることも無批判に行なってはならない（引用文中…は筆者略⁽³¹⁾）」と警鐘を促しているが、ここでわれわれは「法意識」と「法意識論」との二重構造をみてとるべきであろう。「日本人の」法意識は一方でその存在がみとめられつつ、また一方では原理的に否定される可能性を含むという、アンビバレントな存在でもある。こうした状況は、「法意識」と「法意識論」とのせめぎ合いのなかに見い出されるものである。この意味においても、法意識研究における目的論への注視は特に重要なものとなる。目的論がこれらをつなげようとする試みであるからである。

三カ年にわたる日本法社会学会での法意識に関する論議は、法意識論における現代的課題を多分に含んでおり、20年前の論議だということ

簡単には捨象しえない面が多い。そしてそれは、われわれがこれからみていくことになる韓国法意識研究の分析に、一定の枠組みを提示するものであった。次章以下、まずは法意識研究を概観し、続いてその分析を行なっていくこととする。

注

- （1） 日本法社会学会編（1982）『法意識の研究』（法社会学35号）、同（1983）『続法意識の研究』（法社会学36号）、同（1984）『法意識の現状をめぐって』（法社会学37号）、有斐閣（いずれも）参照。
- （2） 利谷信義（1982）「序論」、『法意識の研究』（法社会学35号）、有斐閣、2頁参照。
- （3） 同上。
- （4） 同3頁。
- （5） 川島武宜教授の一連の議論についてここで詳細に検討するものではないが、川島法意識論の要諦は、「権利」の観念が日本人の根底にはなかったということを出発点ならびに結論とするものであると考えられる。この土台の上に、裁判を避ける日本人像、そして争い自体を避ける日本人像が作り出されていったと解される。
- （6） 六本佳平（1982）「『日本人の法意識』研究概観—法観念を中心として」、『法意識の研究』（法社会学35号）、有斐閣、17頁。
- （7） 高橋眞（2002）『日本的法意識論再考』、ミネルヴァ書房参照。
- （8） 棚瀬教授は日本人が非常に「法意識論」好きであるとしたことがある。棚瀬孝雄（1983）「法意識研究のモデル」、『続法意識の研究』（法社会学36号）、有斐閣、14頁参照。
- （9） 「現実には、日本人の間に、多くの問題について、程度の差はあるにせよ法意識の対立・衝突が存在するのであり、法意識の研究が『日本人の法意識つまり日本人一般の法意識の探求に終始することは許されない』（広中俊雄（1982）「法意識研究の課題」、『法意識の研究』（法社会学35号）、有斐閣、11頁）。『日本社会の近代化が国民的な課題と受けとめられている時期においては、まさにそうした『日本的法意識』は克服されるべき対象であり、とくに法の支配がもっとも理念化された近代社会の樹立に向けて、徐々にぬぎ捨てていく古い意識と捉えられ」、「これにたいし、今日のように日本社会が相対的に安定した時期においては、むしろ『法を使わない』日本型の社会こそ、一つのあるべき社会像を示しているのではないかという捉え方、あるいはそれと微妙に交錯しながら、そもそも日本も外国もそ

う根本的なところでは違いがないのではないか、という捉え方が強く」(前掲、棚瀬(1983)14頁)なのである。

(10) 前掲、棚瀬(1983)16頁。

(11) このタイムラグ・モデルにおいては川島理論が念頭に置かれている。「タイムラグ・モデルについては、川島先生のモデルを典型的に念頭においています…川島モデルをタイムラグ・モデルと位置づけた私の位置づけ方には、ある程度川島先生自身のトータルな研究成果のうちその主要な部分をより理念化したという面はあると思います(引用文中…は筆者略)」(棚瀬発言(1983)『続法意識の研究』(法社会学36号)、66頁)。なお以下、シンポジウムの際発言されたものについては便宜上、棚瀬発言のように記載する。

(12) 前掲、棚瀬(1983)17頁。

(13) いわく、「こうした複雑な交錯現象に対応して、社会の全体的なシステムのなかで裁判に期待される機能の見直しを行なっていかなければならないということになりますと、日本人はその権利意識の欠如ゆえに裁判を利用しない、といったのべつとした説明では、もはや現実の社会的要請に呼応したわれわれの理論関心を満たしてくれなくなります」(同上)。

(14) 同上。

(15) 状況規定モデルの説明は以下のとおりである。「たとえば訴訟が回避されるのは、日本人が黒白を明らかにした解決を好まないからではなく、訴訟にかかわる費用や時間などの、一般にラショナルな行為選択のさい必ず問題になるコスト要因がそうさせるのである、といった説明であります。これは、なんといっても状況要因の多数性、その観察されるほう行動への直接的な規定性、さらには観察可能性から、経験的な研究と結びついて多様な実証命題を生み出しますし、それが、タイムラグ・モデルでは答えきれなかった、裁判の現代社会のなかで果たしている現実の機能の解明において豊かな成果を生み出していくことになります。それは、また全体社会の認識レベルでのタイムラグ・モデルの予測の失敗、すなわち一見した権利意識の高揚にもかかわらず西洋型の法秩序が成立しなかった事実についても、その理由づけをむしろ法行動の生起する環境としての日本型社会の特殊性に求め、たとえば弁護士など法曹の不足、集団帰属の強さ、伝統的な行政優位等の諸要因を数え上げていくことによって克服していこうとします。そうした説明論理を突きつめていけば、もはやあえて法意識というような主観的なものを持ち出して説明しなければならない必然性はなくなるということになります」(同18頁)。

(16) 同上。

(17) 「特殊日本的な何ものかがそこにあると考えるのは、きわめて合理的な

推論」(同19頁)ともいう。

- (18) 同上。
- (19) 同21頁。
- (20) 同22頁。またより詳しく、「社会文法」は以下のとおり解説されている。
「社会には、その社会成員にたいし、一般的にどのような仕方で他者と関係を取り結んでいくべきか、あるいはより特殊的に、たとえば争いが生じた時にどのような形でその収束を図っていくべきかといった適切な行動様式を支持する一群の規範群、すなわち社会文法が存在しており、法はまさにその一つの特殊文法である、と仮定される」(同)。
- (21) 特に、「社会文法」といわれる「法意識」との概念上の相違の問題については以下を参照。「社会文法といっても、法意識といっても基本的には同じ現状をさしているのではないかという指摘がありましたが、もちろん法意識と呼んでもその内容さえ妥当であればそれでいいようにも思いますが、ただあえて社会文法モデルという場合には、法意識を法現象の中における狭い意識から解放してより広く、社会全体の意識に関連づけていきたい、そうした広がりのある視点を用意しようという気持ちがあります」(前掲、棚瀬発言(1983) 67頁)。また、「社会文法モデル」の射程について、「社会文法モデルというのは、一種のさまざまな現象を含む法意識と言われるものに対する分析理論モデルだと理解してよろしいでしょうか。法意識と言われる現象が非常に多様な形であります。それを理論的に説明できるモデル、あるいは、概念スキームを考えているというふうに理解しているのと違いますか」(千葉発言(1983)『続法意識の研究』(法社会学36号)、有斐閣68頁)という疑問が寄せられたが、それに対しては「ちょっと違うような気がします。つまり、法意識というものを捉えて、それがどう作用するかということについての理論的なパースペクティブを提示するということもありますけれども、それよりもこれまで法意識として言われてきたものが、実はまだ十分に日本の法秩序を捉える概念として練れたものになっていないのではないかと…方向づけの意味もこの社会文法モデルの提示には込められているのです(引用文中…は筆者略)」(前掲、棚瀬発言(1983) 68-69頁)という回答がなされている。
- (22) その意味においては、三つのモデルは共通した地平にある。すなわち、「この三つとも、同じく日本社会の法行動の特異性を説明しようとしている点では、お互いに同一の土俵で競い合っている」(前掲、棚瀬発言(1983) 50頁)。
- (23) 六本佳平(1986)『法社会学』、有斐閣、195頁参照。
- (24) いわく、「欧米では、「法意識」ということばは、主として「法意識(1)」の意味で用いられてきたようであり、逆に、わが国で「日本人の法意識」

- の問題として取り上げられて来たのは、主として「法意識 (2)」の側面であつたと言うことができそうである」(前掲、六本 (1986) 196頁)。
- (25) 以下、この分類については、矢崎 (1983) 「法意識雑感」、『続法意識の研究』(法社会学36号)、有斐閣、9-12頁を参照。
- (26) 同11頁。
- (27) 渡辺洋三 (1983) 「法意識研究についての覚書」、『続法意識の研究』、(法社会学36号)、有斐閣、37頁。また、「何のために、どういう観点から、『法意識』といわれる社会現象にアプローチするかについて、それぞれの論者に差異がある」(同)。
- (28) こうした観点にたてば、たとえば法意識調査において法治主義の一つの指標ともされる法による権力のコントロールに関しては、「わが国では、法が権力をコントロールすべきであるという観念が弱いが、このことは裏からいえば、権力不信でなく、権力信頼の意識が強いことを意味」(前掲、渡辺 (1983) 38頁) する。また民事事件における裁判所の利用に関しても、「裁判に訴えないから権利意識が低いとか、裁判件数が増大したから権利意識が高くなったということはかならずしも言えない」(同40頁)。
- (29) そもそも渡辺教授は、国家法レベルと生ける法レベルにおける法意識研究の対立状況を明らかにしており、このような問題関心から、法意識論(研究)の問題点が指摘されていることに注意しなければならない。前掲、渡辺 (1983) 38頁参照。
- (30) より綿密な整理と分析は、利谷信義 (1984) 「法意識の現状分析のために一前二回のシンポジウムから」、『法意識の現状をめぐって』(法社会学37号)、有斐閣、1-11頁に詳しい。
- (31) 同10頁。

第2章 韓国の法意識調査研究 — 2つの国民法意識調査研究を中心に

1 韓国における法意識調査研究

韓国における法意識研究においては、1991年、1994年の2回にわたって行われた国民法意識調査研究⁽³²⁾を一つの頂点とみなすことができる。それ以前の法意識研究については、林喜燮 (임희섭)⁽³³⁾ 教授、梁承斗 (양승두)⁽³⁴⁾ 教授、李根植 (이근식)⁽³⁵⁾ 教授他の研究に対する評価が高い⁽³⁶⁾。91年調査で既存の調査としてまとめられたこれら一連の調査は、「韓国人の」

法意識において一定の結論を導き出してきたとされる。すなわちそれは「韓国人は、遵法精神と権利意識が弱く、法の生活化が徹底されていない⁽³⁷⁾」ということである。国民法意識調査研究はそこにおける問題点を指摘する形であらわれた。本章では、これまで語られてきた「韓国人の」法意識像に関する研究を再構成していく。まずは国民法意識調査研究であるが、これは、その真偽、正否は別として、規模や様態の面からも、そして目的の面からもそれ以前の調査の総括的なものであり、以降の法意識研究に少なからぬ影響を与えていったと解される。次にこれに加えて、国民法意識調査研究前の調査研究、そして、国民法意識調査研究後の調査研究から、「韓国人の」法意識像の継承、展開過程を探ってみたい。最後にこれらを補完する形で、「韓国人の」法意識像が外部に向けてどのように紹介され、了解されているのか、わが国の例をとって考察してみたい。

2 91年調査の結論

まずは、前提となった「韓国人の」法意識を概観しておきたい。91年調査によると、「韓国人の」法意識に関する調査研究は、これまでにほとんど同一の見解を示してきたという。繰り返せばそれは遵法精神と権利意識の弱さ、そして「法の生活化」の不徹底である⁽³⁸⁾。では、こうした現象はどうして生じたのであろうか。91年調査は次のようにまとめている。「わが国の場合、儒教的法思想の伝統、日帝植民統治の経験、跛行的な憲政史などにより法軽視風土が蔓延し、いまだ法の支配を内容とする法治国家の理念は定着していなかった⁽³⁹⁾」。つまり、法意識のベースとなる法環境は、「儒教的法思想」、「日帝植民地の経験」、「跛行的な憲政史」により準備されていたのである。これらは、「法軽視風土の蔓延」を招聘し、「法治国家の理念」の定着の妨げとなっていた。すなわち、法意識の表層としての遵法精神と権利意識の弱さは、いくつかの歴史的状況に起因する法軽視の風潮と密接な関係にある。これは否定的な契機

として扱われ、この克服こそが法治国家へと脱皮、成長を遂げるための必要十分条件とされる。ところが91年調査によれば、90年代に入って韓国の法意識に変化の様相がみられた。それは政治環境の変化に伴うものであったが、いわゆる民主化が価値観の転換を促し、法治主義定着の契機が散見されるようになったという⁽⁴⁰⁾。91年調査は、そのような状況をとらえ、法治主義定着の可能性をはかるというものであったわけであるが、どのような結論が導き出されたのであろうか。

まず、法に対する肯定的認識が拡散しているという点が挙げられる。たとえば、91年調査における設問4、紛争解決法案としての法の選択を問うものでは、49.1%が「法的に解決する」という言葉に拒否感を抱かなくなっていると説明され、既存の양승두 (1965) における同様な設問に対する回答 (32.6%)、이근식他 (1981) でのそれ (45.3%) に比べて、確かに「肯定的認識」は高揚しているかのような印象を受ける⁽⁴¹⁾。また設問5、脱法行為者に対する評価を問うものについては、91年調査が明らかにした脱法行為者への評価 (31.9%) に対して、임희섭 (1975) においては52.9%、이근식他 (1981) では43.4%が評価をしており、脱法行為者に対する視線は厳しくなっているともみえる。次に、遵法精神の欠如と権利意識の伸張が指摘される。設問10、遵法秩序について問う設問があるが、「社会で法がよく守られているか」と問いに対して、「守られていない」という回答が82.4%に及ぶ。また、法を守らない主体として政治家が他を大きく引き離している (61.8%)。すなわち、「調査結果は、社会において遵法精神がさまよっているという現実をあらわす。今日の、個人の自由拡大一辺倒の価値観が産んだ社会的病理現象としてみることができる。特に、社会指導層人士の特権意識を強く非難している」⁽⁴²⁾。またそれと呼応して権利意識をはかる設問 (設問23) は、国民を不当に抑圧する法に対する態度を問い、「悪法も法であるから守る」 (17.7%)、「制裁が恐ろしいので守る」 (21.3%) をあわせて39.0%がとりあえず守ると答えたのに対し、이근식他 (1981) における同様な調査では、74.9

%が守らなければならない、ないしは守るしかないと答えており、法を守らない可能性の裏返しとして、権利の伸長が垣間見えるとする。また、設問25は積極的な権利の主張による自己救済に対する感覚をみるものであるが、これも同様の結論を導き出すと考えられている。「法の生活化」、つまり裁判忌避傾向に関しても変化がみられるとされる。設問4などが支持していると考えられるが、ここから「国民の法認知欲求が非常に高く、過去の訴訟忌避文化がいくぶん消え去り、行政官庁の業務処理に対する信頼度が高くなった⁽⁴³⁾ということを確認することができる」という。

結論の三点めとして、法定立ならびに法執行機関に対する否定的認識の深化が挙げられている。設問28は、「国会議員がつくった法は、国民であるわれわれがつくったものであると思いますか」として、法の制定主体に関する感覚を問うものであるが、これに対して、「そう思う」（15.2%）また「少しはそう思う」（30.8%）をあわせて、46.0%が法の制定主体が国民であると認識しているにすぎない。임희섭（1975）での同様の設問に対する回答（74.4%）に比して低く、「国会あるいは国会委員に対する不信がますます深まっていることがわかる⁽⁴⁴⁾」とみられる。また設問29からは法律用語などの難解さが、設問31からは法の制定、適用、執行等に対する不公正性が指摘される。このように91年調査は、それ自体の結果による「診断」に際して既存の調査との対比を通じて三つの変化をつかみとるというものであった⁽⁴⁵⁾。

3 94年調査の結論

94年調査は、91年調査の結果を受けて行われたもので、質問内容もほぼ同一である⁽⁴⁶⁾。そのため、94年調査の結論は、91年調査との比較を通じて明らかにされていくことになる。91年調査においては、社会変動と価値観の変化、国民の法に対する認識と情緒、国民の法生活、法定立ならびに法執行機関に対する態度、現行法令に対する見解などが重要項目にされていた⁽⁴⁷⁾。94年調査においてもこれに沿った検討がなされていく。ま

ず価値観の変化についてであるが(両調査とも設問6～8)、大幅な変化は確認されていない⁽⁴⁸⁾。次に国民の法に対する認識と情緒の局面(両調査とも設問1～5)においては、「大きく法の社会秩序維持機能選択が減少し、弱者保護機能に対する応答が増加した点と、法の存在価値に対する絶対的な認定が強まり、脱法行為者に対する評価はいっそう厳しくなったという点⁽⁴⁹⁾」がその変化の特徴として考えられるという⁽⁵⁰⁾。また国民の法生活についてであるが、これは多くの論点を含むため、さらに法生活と法的経験、遵法精神と権利意識、法の使用能力ならびに紛争の解決方法といった分類が必要となる。法生活と法的経験に関する一群(設問14、設問17、設問18、設問19、設問20、設問21、設問22、設問29、設問30、設問34、設問40)、遵法精神と権利意識に関する一群(設問5、設問10、設問11、設問12、設問13、設問14、設問15、設問16、設問23、設問24、設問25)、⁽⁵³⁾法の使用能力ならびに紛争の解決方法に関する一群(両調査とも設問2、設問9、設問22、設問24、設問25、設問26、設問27、設問34)のそれぞれにおける回答は、法生活における「改善」または「肯定的」な見解を示しているとされる⁽⁵⁴⁾。そして法定立ならびに法執行機関に対する態度(両調査とも設問10、設問28、設問30、設問31、設問32、設問33)においては、立法機関に対する不信の増幅が指摘され、それは法過程における疎外感の深化としてあらわれているという⁽⁵⁵⁾。最後に、現行法令に対する見解について(設問35、設問36、設問37、設問38、設問39)⁽⁵⁶⁾であるが、若干の差異を除いて91年調査結果と大きく変わるものではない⁽⁵⁸⁾。

94年調査は91年調査が対象とした既存の法意識調査、そして91年調査との比較検討を通して「韓国人の」法意識をまとめた。列举してみると、①韓国人は法に対する親近感が不足している、②韓国人は法を知らなければならぬという観念は強いが具体的な努力は別にしない、③韓国人は権利を好意的に考え、時間と費用さえ許せば訴訟という手段を利用し、また法に訴えることを最終の手段と考える、④他人の脱法行為に対してはとても厳しく、また他人の権利尊重に疎い、⑤実定法的思考が強い、

⑥金銭関係に無関係な事件には寛容的である、⑦国家機関との一体感が形成されてきている、⑧立法過程に対する信頼が低い、⑨正しい法よりは現実的に守りやすい法の制定を望む。⁽⁵⁹⁾

このように、94年調査は、91年調査を補完する形で行われたが、91年時と比べてきわだった差異が確認されることはなかった。94年調査に価値をあえてみとめるとすると、91年調査を含む既存の調査を総合して、「韓国人の」法意識について本格的に整理したということになる。しかしながら、当時にこの94年調査は、この方式における法意識研究の限界性を露呈するものでもあった。

4 国民法意識調査研究前の法意識研究

国民法意識調査研究前（～1991）にも、多くの法意識研究が行われていた。この時期の研究には大きく二つの流れがある。一つの流れは、法文化との関係から演繹的に導き出されてくるもので、法意識調査を含まないものも多く、調査を含んだとしてもそれがかなりの程度法文化論にひきつけられる形で行われるものである。歴史的文脈、儒教精神や仏教精神から法意識が説かれ、牧歌的な法意識像が見出されることもあり、日帝による歪曲、屈折問題にコミットする傾向が強い。

もう一つは、法意識調査にウェイトをおく流れである。これについては、形態の面からさらに国民一般を対象にしているもの、対象を限定化しているものに大別できる。後者については、対象が学生である場合には、近年大学進学率が外国に比して群を抜いて高い韓国の状況を考慮に入れなければならない、限定的とはいえ普遍化しうる可能性を含んでいる。法教育との関係で、より積極的に学生を対象とするものもあるが、これとは区別して考えなければならない。⁽⁶⁰⁾ さらに特定分野に限定した調査研究もみられる。

ここでは韓国法制研究院（1991）や朴相哲（1992）などが既存の主要な研究として挙げていたなかから、李根植教授他による「韓国人の法意

識と遵法精神の提高方案に関する研究—セマウル運動の一環として」⁽⁶²⁾ (前掲、이근식他 (1982)) を取り上げてみたい。本調査におけるサンプルは一般市民96名、大学生171名で、1981年10月20日～24日に設問調査が実施されている。遵法精神の提高方案に関する研究、すなわち遵法精神を高めるための基礎資料づくりをはかるものである。調査によると、「法に対する一般的な印象は？」の問いに「威圧感」が86 (／267)、「是非が問題となるとき、相手側が法的に (解決 — 筆者による挿入) しよう」というと、そのときの感じは？」という問いには「悪い」が142 (／267)、「親戚のうちで土地に関する問題が起こったとき、それを家内で解決することができずやむをえず他人の助けを借りることになった場合、どのようにすることが望ましいか？」の問いに対しては「法による解決」100 (／267) よりも、「門中会議を開いて決定」104 (／267)、周囲の意見に従う62 (／267) が多いことなどから、遵法精神の欠如が確認できるという。⁽⁶³⁾ また日帝植民地統治下、「法というものは守らなくともよく、むしろ守らないことが愛国・独立の道であるという、法に対する逆説的で否定的な態度がいまでもわれわれの意識構造の底辺に残存し」⁽⁶⁴⁾ ているという側面が強調され、支配者層に対する根強い不信、現実に適応な法という認識、法律用語の難解性などが調査から指摘される。⁽⁶⁵⁾ 結局、遵法意識の提高方案は、民主意識の鼓舞、指導者の率先垂範、社会政策の段階における諸環境の改善、法制度の合理化など⁽⁶⁶⁾ にもとめられるというのが結論である。

「状況変化」をセマウル運動にもとめる視点はこの時期の一つの特徴であった。たとえば魚寅義⁽⁶⁷⁾ (1988) もこの時期に法意識の変化をとらえようとした。調査対象は「一個校の一部学生」(具体的には100名程度)としており、妥当性に問題があるとしながらも、遵法精神の提高方向として李根植教授の調査研究とほぼ同様の結論を導き出している。⁽⁶⁸⁾

学生に対する法意識調査研究は、国民一般を対象としたものではないという理由で、国民法意識調査研究においては重要な扱いを受けるもの

ではなかったが、設問の内容はいわゆる既存の調査や国民法意識調査研究とほぼ同様なものも多い。たとえば、魚寅義他⁽⁶⁹⁾（1990）は大学生258名を対象としたものであるが、「法といえば、あなたが感じる感情は？」（最も多かった回答は—以下同、「偏頗的」126名（45.32%））、「法を守らない理由は何だと思いませんか？」（「法を知らないため」92名（33.09%）、「法を守ると損をするため」90名（32.37%））、「法をもっとも守らない人がいるとすれば誰だと思いませんか？」（「支配層」216名（77.69%））、「法はわれわれの現実にとり、どのような関係があると思いませんか？」（「現実とはちょっとズレがある」176名、63.30%）、「社会でどの部分の法がもっとも守られていないと考えますか？」（「行政・政治秩序」168名（60.43%））、「不良品を購入した場合、どのようにしますか？」（「行って問い詰めるなり、交換してくる」）166名（59.71%））と、結果においても国民法意識調査や既存の有力な調査と大差がないことを示していた。

5 国民法意識調査研究後の法意識研究

91年調査は、既存の一連の研究の集大成ともいえるものであったが、同時に法意識研究の転換点ともなるべきものであった。法意識調査の可能性として91年調査は、①特定個別法規定に対する国民の反応調査、②法エリートの法意識ならびに意見調査、③重要法令制定時、非公式的な次元での事前世論調査などを挙げ⁽⁷⁰⁾ていた。こうした形の研究も若干み⁽⁷¹⁾られた。

女性問題に関連した法意識調査の隆盛もこの時期の特徴の一つとして挙げられる。조영달 외⁽⁷²⁾（1996）は、共同体市民意識に関する質問調査を行い、法意識の問題に触れている。このうち女性と法意識の問題については、「以前の研究と比べてみれば、今回の研究の特異な点は、女性の法的信頼感や効能感は過去の研究では男性よりも高かったのであるが、今回の調査ではその差異が相当に縮まっているという点である。これは家庭、家事がもはや他の社会の諸部分と切り離しては作動しないのだと

いうことと関連したことであると解釈される⁽⁷³⁾」として女性の法意識の変化を明らかにした。大学生に対する法意識調査も継続して行われているが、調査内容等特段の変化はなく、大学生の法意識を国民の遵法精神欠如の一表象としてみる研究も依然多い⁽⁷⁴⁾。地域研究に関連しての研究もあった。たとえば서정림他⁽⁷⁵⁾ (1999) は、済州道の法意識と本土のそれとの関係性について調査しており、最終的に停滞的だと思われてきた済州道の法意識が本土とかわらず、あるいはより意識が高いことを示した⁽⁷⁶⁾。

司法改革に関連して、多種多様な調査も行われてきた。法律消費者連盟、国家仮想情報価値研究会が2000年に行った調査⁽⁷⁷⁾もその一つであるが、遵法精神を問い、国民の「達成度」をはかる従来の法意識研究の流れから抜け出たものではなかった。このように国民法意識調査研究後の法意識研究は、一見以前に比べてヴァリエーションに富んだものとなっているものの、これは対象の力によるところが大きく、基本的なスタンスは国民法意識調査研究や、それ以前のものとあまり変わらないものと考えられるのである。

6 日本における「韓国人の法意識」形成

すでにみてきたように、日本における法意識研究は、特殊日本的なものの解釈に焦点をおいてきた。そのため、外国との比較はその範囲を確定するという点においても重要視されてきた。ところで多くの優れた先行研究によると、その比較検討対象は、欧米、特にアメリカであった。一方韓国のそれについては、近年にいたるまでそれほど高い関心が寄せられることはなかった。日本における「韓国人の法意識」の形成には大きく分けて三つの経路がある。第一の経路はアジア的価値の存在をみとめながら、欧米とは一線を画した形でそれを演出するもの。このアイデアによれば、「韓国人の」法意識はアジア的価値観のなかに溶かし込まれ、「日本人の」法意識との親近性が強調されるか、あるいは、むしろ了解済みのものとして、研究の対象からは除外される。第二の経路は、

アジア的価値観に根本的に疑問を抱くか、あるいはそのわずかな差異に法意識の特徴を見出そうとする意図に従うもの。比較対象としての同格の地位を与えることが出発点となるが、ここでは法意識のズレがよりきわだたせられる。最後に、韓国人研究者ないしは日本の研究者、法曹研究者による「紹介」という経路がある。日本の立場からすると前二者が、若干積極的な態度であったのに対し受動的な面が強く、一方的な受容により法意識像が形成される。近年、ロースクール導入問題に関連して、「韓国人の」法意識、法制度等に対する関心は、確かに以前に比べて少なからず増した。それに応じる形で、「紹介」の数も飛躍的に増加している。本項では、この三番めの経路による日本における「韓国人の」法意識形成から「韓国人の法意識」に内在的な問題を検討してみたい。

高翔龍著『現代韓国法入門』⁽⁷⁸⁾は体系的な書で、韓国法の歴史から現在の司法環境までが端的にまとめられている。この第二章に「韓国人の法意識」とある。韓国社会においては、「儒教倫理をはじめとする伝統的な秩序原理が存在し、それらは今もなお大きな力を持って韓国社会を規律している」⁽⁷⁹⁾。このため、法は支配のためのそれとして考えられ、「法軽視の意識、法畏怖の意識、法に対する不信、といった意識が韓国の歴史を通して一般人の意識に根強くつけられた伝統的な考え方になった。このような意識は、法執行機関・司法裁判機関を信頼しない傾向を生み出した」⁽⁸⁰⁾。ここでは「法軽視の意識、法畏怖の意識、法に対する不信」が儒教精神との関係で考察されている。このような法に対する一般的な認識は、法態度となってあらわれる。すなわち、「韓国人は伝統的に法を忌避し、法に対する恐怖心をもっており、遵法精神も弱い…法には必ず寛容性がつくものと期待していた（引用文中…は筆者略）」⁽⁸¹⁾。また、「告発精神も徹底していないといわれる」⁽⁸²⁾。このようなことであるから、紛争解決にあたっても、紛争それ自体の認識に疎く、「裁判による紛争解決は最後の方法として考えられてきた」⁽⁸³⁾。以上が「伝統的法意識」として整理されている。

「今日の韓国人の法意識」では、すでにみてきた国民法意識調査研究の結果に基づいて論じられているが、関連のある事項に関しては日本文化会議による法意識調査と比較検討するという手法をとっている。紹介は、91年調査、94年調査が重要項目としていた社会変動と価値観の変化、国民の法に対する認識と情緒、国民の法生活、法定立ならびに法執行機関に対する態度、現行法令に対する見解、という流れにそって行われる。まず、価値観の変化についてであるが、91年調査、94年調査の設問6～8が引き合いに出され、「今日家庭および職場生活、女性の地位問題などで韓国人の価値観と意識は民主的でかつ合理的であり、社会参与欲求が強くなったといえよう」⁽⁸⁴⁾とする。⁽⁸⁵⁾次に、法に対する認識と情緒に関しては、91年調査、94年調査のそれぞれ設問2～5が提示されているが、特に94年調査の設問4で紛争発生時法的に解決することについての可否で、合理的(30.4%)、望ましい(21.0%)とされたことに触れ、「法的な紛争解決をとるという意識が非常に強く示されているものと解されよう。また、これにより、過去の訴訟回避文化がある程度払拭されていることを確認することができる。この点は、今日においても『訴訟嫌い』という訴訟回避分化が根強く残っている日本人の場合とは対照的である」⁽⁸⁶⁾とされる。⁽⁸⁷⁾遵法精神の面では、まず設問10(韓国社会で法が「守られていない」という回答の割合：82.4%(91年調査)、78.9%(94年調査))から遵法精神の欠如、そして反面、一層の遵法精神の水準を要求する国民像を導き出し、⁽⁸⁸⁾またさらにそれが全般的なものとしながらも、両調査における設問12の結果から、「韓国人は約束や規則をよく守らないという評価は、すでにその基盤を失った」⁽⁸⁹⁾として、さらに市民精神の高揚を描き出した。⁽⁹⁰⁾権利意識の問題について(91年調査、94年調査の設問23～25が相当)は、まず「権利意識の模様」が明らかにされている。すなわち、「参与的市民分化の定着は韓国人の権利意識を伸張させ、過去の日帝強占または権威主義の体制下の被害意識はほとんどなくなっており、むしろ利己主義的な権利要求を憂慮するほど画然と異なった形になっている」⁽⁹¹⁾とし

て市民の権利意識の高揚を指摘し⁽⁹²⁾、続けて「かかるように高められた権利意識は、全般的に法意識の水準を引き上げることに寄与している⁽⁹³⁾」としたあと、「権利意識は、それが健全たる市民の告発精神にはじまり、かつ社会の脱法行為・違法行為に対する批判に集結されるとき、韓国社会における遵法精神の回生と法治社会の実現をなす法意識の高揚にその機能が発揮されるように貢献しよう⁽⁹⁴⁾」とまとめあげた。韓国人の法定立および法執行機関に対する態度については、国民法意識調査の設問31から政治家への不信を、設問32、33から権力や財力が裁判に影響しているという認識が一般的であることを示し、「韓国の場合、国民の世論がむしろ裁判に対する権力や財力の影響力を抑制する効果に期待しているものと解してもよいのではないか、と思われる⁽⁹⁶⁾」と結論づけた。最後に、現行法令に対する見解であるが、国民法意識調査研究では設問35～39（設問35、39は設問内容が対応していない）で広い範囲の問題が扱われているのに対し、本研究は同姓同本禁婚問題についての議論に終始していた⁽⁹⁷⁾。

簡単に整理してみたい。本議論は、韓国人の法意識について、国民法意識調査研究を主な資料としてその変化を紹介する、としていた⁽⁹⁸⁾。内容は上記のとおりで、おおよそ91年調査、94年調査の流れにそったものである。しかし分析はどうか。たとえば、国民法意識調査研究の結果をほとんど無批判に受け入れている点が気になる。また、日本との比較によって韓国人の法意識を描き出す際、対象となる日本文化会議の法意識調査が時期的に20年ほどの差異があることも確認しなければならない（94年調査はわずか3年の間ですら法意識の変化がみられると主張していた）。詳細に検討してみれば多くの問題点が浮き彫りになってくるが、「韓国人の法意識」に関するオーソドックスな「紹介」の例であると受け止めておきたい⁽⁹⁹⁾。

ところで、このような「紹介」を一体どのように考えればよいだろうか。まず実体面からいえば、それはアジア的価値観の問題点とも関係して、比較検討の難しさを示した。強引な解釈によって法意識像が意図的

に策定される危険性も確認された。内容面からみると、韓国人の法意識は、従来の法軽視風潮から脱却、遵法精神と権利意識の高揚が明らかで、批判精神も旺盛である一方、いまだに前近代的な儒教思想に基づく思考方式も根強い、という主張が繰り返される。だが、研究上の問題点に促していえば、特に日本に伝わる「韓国人の法意識」像は、十分考察されたものとはみなしくい。そこには「法意識論」の欠如という致命的な問題点がある。日本における「韓国人の法意識」像についての考察が、こうした状況をふまえて行われなければならないことはもっともであるが、この「韓国人の法意識」はさらに韓国の議論へとフィードバックされていき、より規定的なものとなる。次章では法意識研究の構造に接近していくことにする。

注

- (32) 以下、91年調査、94年調査と記す。
- (33) 임희섭 (1975) 「한국인의 법의식」、『한국법률문화』、국제문화재단。
- (34) 양승두 (1968) 「한국인의 법의식」、『한국사회과학논집』 제 9 집。また、同じく 양승두 (1982) 「우리나라의 전통적 법의식과 그 변화에 관한 연구」、『법률연구』 제 2 집、연세대학교がある。
- (35) 이근식 외 3 인 (1982) 「한국인의 법의식과 준법의식의 제고방안에 관한 연구」、『새마을운동연구논총』、새마을연구회。なお、便宜上以下では単に 이근식 他 (1982) と記す。
- (36) 韓国法制研究院 (1991) はこのほかにも既存の調査として、いくつかをリストアップしている (前掲、韓国法制研究院 (1991) 14頁参照)。91年調査は「既存の調査」として上記の三つを念頭においており、これらに既存調査の代表性をもとめている。前掲、韓国法制研究院 (1991) 119頁などを参照。また朴相哲 (1993-a) によれば、「1991年国民法意識調査は、韓国法制研究院において最初に実施された国民法意識調査研究でもあり、法制度自体の調査として国民の法意識変化を過去のものと比較することができない。そこで、同一の内容の調査がないとしても、次の条件を備える既存の調査と比較して、国民法意識の変化過程を検討したい。比較の客観性を確保するために既存の調査の中で、1 全国の成人男女を母集団とすること、2 設問内容が法意識全般に関する包括的な質問であること、3 時代変遷による法意識の変化、推移を把握するのに有用なことなどの三要件

を充足した梁承斗教授の1965年調査、林喜燮教授の1972年調査そして李根植教授ほか三名の1981年調査を比較対象として選定した」（朴相哲（1993-a）「韓国人の法意識」、『ジュリスト』（1007号）、有斐閣、31頁）。

- (37) 前掲、韓国法制研究院（1991）13-14頁。
- (38) このうち、「法の生活化」の不徹底とは、たとえば「裁判忌避傾向」のことである。
- (39) 前掲、韓国法制研究院（1991）36頁。
- (40) 同上。
- (41) 「過去の法意識質問調査における同一の質問に対する応答よりは肯定的な反応を示しているという事実は、法治主義実現と、国民法意識提高により追い風となる現象であるといえる」（同120頁）。
- (42) 同48頁。遵法秩序に対する懐疑的な見方は、一方で「高い遵法精神の水準を要求する国民の批判精神の反映なのかもしれない」（同）。
- (43) 同123頁。
- (44) 同49頁。
- (45) 91年調査を実施した朴相哲氏は別稿（朴相哲（1992）「韓国人의 法意識」、司法行政（377）、韓日司法行政学会、5-9頁）で、91年調査段階の状況について、「国民の法意識変化を比較する根拠はまだ整っていない状況にあった」（6頁）としていた。
- (46) 調査内容については付録1を参照。なお91年調査と94年調査では、設問番号と設問事項との間に若干のずれがある。
- (47) この認識は、前掲、韓国法制研究院（1994）35頁による。
- (48) 若干、女性の政治参加への萌芽がみられる程度であるとしている。同35頁参照。
- (49) 同37頁。
- (50) しかしながら設問2によれば、第6の選択肢が、社会改革のため（91年調査）→弱者保護のため（94年調査）と変化しており、後者がより説明能力に優れるというだけのことではないのかという疑問がある。
- (51) 94年調査のみである。
- (52) 91年調査の設問20は94年調査の設問14とあわせて考察されている。また、94年調査の設問20（法教育）は、91年調査には無かった領域の設問である。
- (53) 91年調査のみである。
- (54) 前掲、韓国法制研究院（1994）38-50頁参照。
- (55) 同50-51頁参照。より直截的には設問28を参照。
- (56) 両調査において別々の領域に関する設問となっている。
- (57) 本設問についても、両調査において若干の差異がある。
- (58) 前掲、韓国法制研究院（1994）54頁参照。

- (59) 同64-65頁参照。
- (60) 法教育の基礎資料作りとしての法意識調査の検討は、若干本稿の意図にそぐわないため別稿で行うこととしたい。
- (61) 前掲、韓国法制研究院 (1991) 14頁参照。
- (62) 設問と回答に関しては付録2を参照。
- (63) 前掲、이근식他 (1982) 196-215頁参照。
- (64) 同208-209頁。
- (65) これに関連してここで、「遵法精神を阻害する要因は、法意識ないし社会環境的要因、制度的要因にみてとることができる」(同215頁)とあり、「遵法精神」と「法意識」との関係に注意しなければならない。
- (66) いわく「実態調査の先行もなしに大部分日本をはじめ西欧諸国の外国法を皮相的に模倣することが多い」(同219頁)。
- (67) 魚寅義 (1988) 「새마을運動과 社会秩序」、새마을運動研究論文集 (5)、清州大学校새마을研究所、1-23頁。
- (68) 同19-21頁参照。
- (69) 魚寅義他 (1990) 「法の民主化와 生活化 方案에 관한 研究」、法学論叢 (5)、清州大学校法学研究所、1-36頁。
- (70) 前掲、韓国法制研究院 (1991) 132-134頁参照。
- (71) たとえば、朴相哲 (1993-b) は政治関係法政と国民法意識についての調査を行っている。朴相哲 (1993-b) 「政治関係法政와 国民法意識」、법제연구、한국법제연구원、138-167頁参照。
- (72) 조영달 외 (1996) 「공동체 시민의식과 확산경로」、서울大学校師大論叢 (52)、서울大学校師範大学、74-105頁。なお本調査は1995年9月1日から15日に春川とソウルで行われたもので、応答者数は合わせて約2700名であった。
- (73) 同91頁。
- (74) たとえば宋向燮 (1997) 「大学生의 法意識에 관한 調査研究—秩序教育과 관련하여—」、論文集 (13)、鉄道専門大学、1-26頁は、鉄道専門大学在学生414名を対象に、一般的な内容の法意識調査を行っている。遵法精神との関係では、「86.5%という大多数の応答者が国民の遵法精神が希薄であるとみており、これは法を守れば損をすると考えている応答であるとみられる。遵法生活の心理的環境の悪化が現れている反応だといえる」(18頁)としている。そのほか、大学生を対象として、遵法精神や法の生活化の改善問題へとつなげる系統の調査として、柳在馨 (1994) 「大学生의 法意識과 法生活化 提高方案」、学生生活研究 (16)、清州大学校学生生活研究所、19-50頁などがある (1993年10月実施、対象は大学生106名であった)。
- (75) 서경림、김석준、김상찬、吳承辰 (1999) 「濟州道民의 法意識」、『法과

- 政策』(5)、済州大学校法과政策研究所、427-450頁。なお便宜上、서경림他(1999)とする。
- (76) 「権威意識や告発精神も全国水準にまさるともおとらず高く、特に法的问题が発生しうる状況では弁護士との法律相談を重視する。弁護士に対する信頼がかなり高いということである。つまり、済州島民は法手続を通じて紛争処理をしようとする用意と能力を十分に兼ね備えているといえる」(同450頁)。
- (77) 법률소비자연맹・국회가상정보가치연구회(2000)「NGO와 함께하는 国政監査」、국회가상정보가치연구회、320-322頁参照。
- (78) 高翔龍(1998)『現代韓国法入門』、信山社。
- (79) 同26頁。
- (80) 同上。
- (81) 同27頁。
- (82) 同上。
- (83) 同上。
- (84) 同31頁。
- (85) ちなみに、94年調査はこれに関して、「女性の政治参与と財産相続の不平等に関しては多少改善」(前掲、韓国法制研究院(1994) 35頁)といていた。
- (86) 前掲、高翔龍(1998) 32-33頁。
- (87) 日本人の「訴訟嫌い」は心理的なことだけではなく、訴訟件数の面からも客観的に明らかであるという。また、日本との対比により、韓国人の調停嫌いが示されている。同33-36頁参照。
- (88) 前掲、韓国法制研究院(1991) 48頁も同様の結論を導いている。
- (89) 前掲、高翔龍(1998) 40頁。
- (90) また、日本文化会議による法意識調査結果との対照により遵法精神に関して、非常に比較が困難であるとしながらも、「問題は韓国の場合には法に対する不信から生ずる問題であるのに対し、日本の場合には法への信頼を前提とした融通の問題ではないかと思われる」(同41頁)とした。
- (91) 同43頁。
- (92) しかし一方で、東亜日報社、東西調査研究所による調査(1995年6月1日から10日の間に実施、20歳以上の成人男女2000名が対象)とソウル大学総学生会による調査(1995年9月25日から10月20日の間に実施、ソウル大生500名と東大生480名が対象)が紹介され、以下のとおり結論づけられている。「日本に対する韓国人の意識は全般的に否定的な視角が支配的である。特に過去問題の清算において日本政府の不十分な反省と不誠意な措置に対して強い不満を抱いている」(同55頁)。

(93) 同55頁。

(94) 同上。

(95) これに関して行政訴訟事件数の韓日比較から、韓国の行政訴訟事件数が日本のそれを圧倒しているという事実をとらえ、その背景に国民個人の権利意識の高さ、また行政機関と国民の間の不信感を読み込む見方は、しかし両国の政治制度を度外視したもので、比較対象としての問題性がある。同45頁参照。

(96) 同48頁。しかしこの結論はわかりづらい。裁判に世論が影響を与えることについて望ましいと回答している割合は確かに指摘どおり高い (78.8% (91年調査)、76.6% (94年調査)) が、現実問題として、世論の裁判への介入は市民層における権力や財力に応じて行われるものであるから、韓国の場合と限定はされているものの、調査の結果世論が権力や財力の影響力を抑制する効果を期待していると断言しうるかどうかは疑わしい。

(97) 同48-51頁。

(98) 同25頁参照。

(99) 韓国法制研究院 (1992)、青木清訳、「韓国国民法意識調査研究 (抄)」、ジュリスト (1007号)、有斐閣、24-27頁参照。また、これについては (青木清 (1992)「韓国国民法意識調査について」、ジュリスト (1007号)、有斐閣、22-23頁が若干の分析を行っている。) このほか、前掲、朴相哲 (1993-b) もより詳細な検討を行っている。

第3章 韓国法意識論の構築へ向けて — 法意識研究から「法意識論」へ

1 「目的論」からの再考

これまで韓国の法意識研究を整理していくなかで、日本の場合と比べて著しく法意識論からのコミットメントが少ないことに気づかせられた。理由はいくつか考えられるが、その一つに法意識研究を導く法文化論の影響力の強さが挙げられる。この構造を「法文化依存型」としておく。これが端的に示される箇所が、法意識調査研究における「目的」である。すでに確認したように、法意識研究は目的依存的性質を原理的にもつという危険性を有している。そこでこの「目的」を分析することで、法意識研究と法文化論との密接な関係の一端が明らかになると考えられる。

91年調査、94年調査の「目的」から、その特徴を探ってみたい。

91年調査「目的」は以下のとおりである。「現代社会は、数多くの法規範を媒介として作動する…合理的行動と予測可能性を主軸とする法の支配がなるとき、その社会は発展することができる…『法意識』という御者の役割も重要である。法意識は結局のところ、法制度がその合法性と正当性を失わないようにしようという意欲ないし精神であって、同時にその力である。法意識は、法治主義の実質的な実現のための一つの座標となる。法治主義原理の定着可能性に対する展望は、国民法意識に対する的確な把握からはじまる。万一、法意識の変化に対する診断が誤ったなら、法治主義の実現のための立法政策方向に予期し得ない影響を及ぼし、禍を招くことになる。

これまでは、韓国人は遵法精神と権利意識が弱く、法の生活化が徹底できていない、ということが一般的な評価であり、韓国人の法意識に関する基礎調査の結果は等しくこれを立証している。しかし今日民主化という転換地帯に入って、社会における参与的市民文化が高揚するにつれ、過去の韓国人の法意識に対する評価は、その確実性を失っていつている。権威主義体制の崩壊を前提とする民主化過程は、儒教的文化遺産、日帝植民化過程、解放と民族分断、60年代以降の近代化過程などに劣らず、社会全般に大きな変革を起こしており、国民法意識の変化にも大きな影響を与えている。

社会あるいはその時代の価値観は、法意識に投影されあらわれるために、社会変動に伴う価値観の変化を捕捉し…法意識ならびに法律文化理論の定立のための根拠を確保し、法意識の再考方案を求め、さらに国家の立法および法執行上の改善方向を模索する（引用文中…は筆者略⁽¹⁰⁰⁾）。

まずは法治主義の重要性が、社会の発展と関係づけられて語られている。⁽¹⁰¹⁾次に法意識の重要性である。特に法意識に「御者」としての積極的な役割が与えられている点が特徴的である。「目的」の中段以降、「韓国人の法意識論」に触れられている。ところで問題は、これまでの韓国人

に関する法意識が変化してきているという直観に係る。特にそのなかでも、91年調査は儒教的思想に基づく解釈の問題性を指摘していた。⁽¹⁰²⁾ また変化の大きな原因として挙げられているものが「民主化過程」である。「民主化過程」→「社会全般に大きな変革」→「法意識の変化にも大きな影響」という構図がそこでは措定されている。つまり民主化過程の進展は、韓国人の法意識になんらかの変化、それも「法治主義」の立場からすると「好転」をもたらしている。しかし一方、これは立法政策における誤導を招く原因ともなりえる。このことは次の94年調査の「目的」からも明らかである。

「…法意識というものは、法制度とは異なり急変するものではなく、歴史と社会変動に伴い形成されて行く特性をもつ。法制度の近代化ないし先進化は、その誘導が可能であるが、法意識まで含まれている場合は、ほとんど稀である。法制度と法意識間の乖離は当然なものとなる…」91年国民法意識調査では…これまでの評価と既存調査結果に対する反論を提起した。これは過去韓国人の法意識形成に多大な影響を与えた儒教的文化遺産と伝統、日帝植民化過程、解放と民族分断、60年代以後近代化過程と70年・80年代の権威主義的政治体制などの歴史的経験に根拠を置く法意識調査として、法意識の現在性を度外視したものに対する反駁であった…既存の法意識調査が、法制度的側面においてと同じく固有性と近代性の比較に執着した余り、法意識の社会性という面に粗忽であった点を批判したものであった⁽¹⁰³⁾ (引用文中…は筆者略)」。はじめの部分では、法意識の性質が明らかにされている。次に91年調査に関連して、主に既存の調査に対する批判が示される。すなわち、既存の法意識調査は、「歴史的経験に根拠を置く法意識調査」であって、「現在性を度外視」したものであると指摘する。法意識の性質、それに立法政策との関連からしても、既存の調査と91年調査の差異が、単に調査時期の差異に基づくものではないという立場である。それにしても、ではなぜ91年調査において、いわば新しいモデル像によって、これまでの韓国人の法意識像が

転換を迫られたのにも関わらず、94年調査が必要だったのであろうか。それは第一に、文民政府という新しい政治体制が誕生し、一般国民の価値観と法意識にも少なからぬ動揺と変化が見られると予測されるからである。⁽¹⁰⁴⁾ 第二の理由は、91年調査において、「高まった権利意識は国民法意識全般にわたって多くの変革を与えていることが明らかになった。しかしこのような結果を時代性の反映と韓国人の法意識の一般的な特徴であると看做し得ない」⁽¹⁰⁵⁾ ということに基づく。つまり、日本の法意識論議においても一つの中心課題であった権利意識が、被害意識の反映として現れている可能性が多分にあり、ここには非妥協的な政治的次元の権利主張までが含まれているのであって、「これをもって、国民法意識のなかの権利意識の部分が、一層高まったと即断することはできない」⁽¹⁰⁶⁾ ののである。「したがって、91年調査で現れた法意識変化の全般にわたる再検討を通して、以後当分の間の国民法意識を再定立する必要がある」⁽¹⁰⁷⁾ ということになる。

このように94年調査は91年調査においては権利意識に関する研究が不十分であったことに再調査の必要性をもとめてはいるが、基本的な方針に関しては、91年調査と変わるところはない。91年調査、94年調査の「目的」を検討することによって、「法意識」に対する位置づけがはっきりした。こうした「法意識」が法意識研究を強く規定しているのである。

2 韓国法意識論の諸相

日帝論もまた韓国の法意識研究を支配する一要素である。法意識調査においては前面的にあらわれるものではないが、暗黙裡に前提とされることは多い。たとえば박성혁⁽¹⁰⁸⁾（1997）は伝統韓国法意識とその変遷・変容過程について「西欧の近代法が導入される当時の韓国人には、西欧の法治主義制度が日本の内政干渉と植民政策推進の具体的な手段として認識され、韓国社会の法文化が西欧化・近代化されるということはさておいて、韓国人の近代法に対する無知と嫌悪感だけを増幅させ、不正的法

意識感が植えついた⁽¹⁰⁹⁾」とし、また「日本という『気分の悪い西洋法の媒介者』によって韓国人の法意識感がかえって近代西欧の法治主義の文化に対する拒否反応に表れるという不幸な現象がもたらされ、韓国人の法意識の近代化を阻害する要因として作用したのである⁽¹¹⁰⁾」と、変容の原因を日帝支配にもとめた。崔鐘庫・李鐘吉(1995)も同様に、「法は日帝が朝鮮人弾圧をより積極的に行うために作り出したものであるという認識に変わった。したがって法は朝鮮人には少しも助けにならず、ただ搾取をより効率化する道具でしかない⁽¹¹¹⁾ということは明白」であったとし、「法の網を一時的に避けさえすればよい。日帝の検束令が出たときだけ避ければよいという意識がまさに日帝の遺産である。それで、法執行担当者と結託さえできれば一時的に避けて、またその席で利益を得ることが可能であったという機会主義的生き方がまさに日帝の遺産⁽¹¹²⁾」とした。このような日帝論的法文化論ともいうべきものは、積極的、消極的に法意識調査にも影響し、日帝によって歪められたものを取り戻すというスタイルが、法意識研究の流れを大きく規定することになった⁽¹¹³⁾。ただ、日帝論自体に関してみれば、韓国国内における既得権勢力とその政策に関する批判も根強く、問題は法意識研究のなかで日帝論が増幅していったという点である。また、法意識の発展段階説に依拠するものが非常に多いことも確認できた。遵法精神高揚、法の生活化の徹底をうたい、状況説明のために法意識調査が用いられているのである。この傾向は、非常に客観的だとされた国民法意識調査研究から、おおよそすべての研究にいたるまでの基本的見解としてある⁽¹¹⁵⁾。

しかし、法意識論に関しての議論がまったくなかったわけではない。まずは原理的なものに関する議論であるが、「韓国人の」法意識に関して否定的な面を強調するものと肯定的な面を強調するものとの対立はその一つである⁽¹¹⁶⁾。方法論についての指摘もある。たとえば나은영⁽¹¹⁷⁾(1997)は、「法意識の研究手法も主に調査研究を通じた単純な賛成率または交差分析に依存した研究が大部分で、調査結果を心理学的な観点から分析

した例はほとんどない⁽¹¹⁸⁾」として「これまでの法意識研究のうち法学側の調査研究は、大体に、遵法精神または伝統的儒教思想と関連して、人々がどうして法を守るのか、あるいは守らないのかということを説明してきた⁽¹¹⁹⁾」ことを批判している⁽¹²⁰⁾。また、沈羲基（1993）は、「韓国人の法意識に関する調査研究は相当数あるが…お互いに有機的な関連なしに行われているものが大部分であるため、その調査結果を一貫性をもって総合する作業は簡単ではない。もっとも難しい点は、調査項目が異なり、対象集団も異なるという点である⁽¹²¹⁾（引用文中…は筆者略）」として、法意識調査研究の相互関連性に関する問題点を指摘した。同様に、崔鐘庫・李鐘吉（1995）も、「韓国人一般の法意識を理解するには多くの無理があるのも事実⁽¹²²⁾」とし、「これまでなされてきた法意識調査は、しぶしぶ行われた形式的・消極的最小限のものにすぎなかった⁽¹²³⁾」と鋭く批判した。さらに外部からの分析として、千葉⁽¹²⁴⁾（1998）は91年調査を評し、「厳密な統計的資料でないとしても傾向性を示すものとしては⁽¹²⁵⁾」信頼できるとして、間接的に批判している。また韓国の法文化全般にわたる諸研究についても、その社会科学性に関して批判を行っている。こうした一連の研究の進展がより望まれることは言うまでもないが、「法意識論」の構築のためにはさらなるパラダイム転換が必要である。

3 韓国法意識論への道程

韓国においては、「法意識」の解明に主眼がおかれてきた。一方で法意識論それ自体の検討はあまりなされてこなかった感が強い。第1章でわれわれは日本における法意識論争ともいえるべき議論状況を見、そこで法意識研究における目的論の取り扱いの問題、そして「日本人の」という措定の可能性の問題について若干の整理を試みた。前者の問題については、第2章、そして本章第2項においてすでに検討してきたので、本項では「韓国人の」法意識という設定の可能性について考えてみたい。

これまで韓国の法意識研究は、この「韓国人の」法意識ということに

関して、とり立てて議論を重ねてこなかった。原因は、法文化論依存体質、そして目的主導型法意識像の構築作業に見出せる。よって、これまでの議論のなかで「法意識論」的なものを探すとなると、どうしても原理的な問題関心にいきつくことになる。たとえば、신영호 (1999) は法意識に関する上部一下部構造説に触れている。上部構造とは法規・組織構造をあらわし、具体的には日本式に使用されたドイツの法体制のことを指す。下部構造は文化的環境のことを指し、儒教的理念に基づき、自身の行動は自身で規律する、伝統的に裁判よりは調停と妥協を好む、徹底的な実質志向と非合理的な思想などが含まれる⁽¹²⁶⁾。また、91年調査も、法意識の概念規定における広義説、狭義説を紹介し、第1章で整理した「六本モデル」も参照している⁽¹²⁷⁾。

たとえば、「棚瀬モデル」に依拠して、韓国の法意識論を考えようとする試みは大きな壁につきあたる。「棚瀬モデル」はすでに確認したように、法意識研究に際して、「タイムラグ・モデル」、「状況規定モデル」、「社会文法モデル」を措定するなど、法意識の空間的な側面に着目するものである。「日本人の」という問題に関しては、結果的には、この存在に肯定的な見解を示した。しかしこの議論状況と韓国のそれとはまったく異なったものである。韓国においてはすでにみてきたように、「韓国人の」法意識が議論されることはほとんどなく、その存在は前提となっていた。そのため、法文化論は日帝歪曲論を支持し、あるいは牧歌的な韓国伝統法文化像が演出され、すでに法意識調査研究はその調査以前に、これらにより規定されてしまう。「法文化依存型」を脱却しえたとしても、また目的主導的法意識研究という構造がある。近年、世界法意識調査など、広範囲な法意識調査研究に関心が寄せられているが、韓国法意識研究に秘められたこのような構造的な問題に対する真摯な議論なしに、韓国の「法意識論」の将来は見えてこない。「韓国人の」法意識についても同様である。

4 韓国法意識論の可能性

これまでの議論から、「韓国人の法意識」の可能性がみえてきた。まずは、「法文化論依存型」からの脱却が必要である。次にそれに関連して、目的主導型からの脱却が必要であろう。ここで、また外部からの視点の導入も非常に重要なものとなる。一つの調査をもとに、この問題について考えてみたい。

付録3は、筆者が2003年6月に、韓東大学校法科大学学部学生50人を対象に行ったアンケート調査の結果である⁽¹²⁸⁾。質問事項は全20問、パートI、韓国の司法システムに関する質問（10問）と、韓東大学校に関する質問（10問）とに分かれている。目的は直接的には、韓国の司法システム、特にロースクール制度に関する認知度、またそれへの評価などを調査し、ロースクール化時代に向けての韓国の学生の意識の一側面を明らかにすることにあつた。なお、本調査は、より本格的な調査のための予備調査として行なったものである。

パートI、韓国の司法システムに関する質問について、まず現行司法試験制度への認識を問う設問1に対して、47名（94%）が現行制度の問題性を認識している。次に、司法試験受験予備校の存在の可否を問う設問2では、多くの回答者が仕方のないこととして受け止めている（38名（76%））が、その理由として最も多く挙げたのはやはり試験の難しさであった。法曹人への見方、考え方を問う設問3～8は、ロースクール化時代に向けての学生の意識をとらえることを目的にしたものであった。設問4（複数回答可）は、「法曹人として必要なことは何であると考えますか？」という設問で、これまでの法意識研究の知見から選択肢に「遵法意識」の項目を入れておいたが、これをのべ25名が選択しており、倫理観（のべ31名）、正義感（のべ36名）に及ばなかった。設問5（複数回答可）は、「将来法曹人の資格を持ちたいですか？」という問いで、選択肢として韓国、アメリカ、その他、興味がない、の4つを用意していた。「韓国」の法曹資格（のべ42名）が多く、国内の法曹資格に魅力

を感じているようであった。反して、設問7（複数回答可）は、外国の法曹資格により韓国で活動することの可否を問うものであったが、仕方がない（のべ14名）、法曹界解放のためにもよいことである（のべ30名）とする回答がほとんどで、閉鎖的な法曹界に対する批判の一端をのぞかせる反面、設問5との兼ね合いでは、「法曹」を自分の問題としてあまり考えてはいない姿がうかがえた。設問3はロースクールに対する関心度をたずねるものであったが、ロースクールがどのようなものかその知識をはかるものではなく、ロースクールというものに対する漠然としたイメージを問う設問である。設問8は法曹資格の認定にあたって望ましい機関を問うものである。具体的な知識とは別に、ロースクールシステムという一見斬新にみえる制度による期待度をはかろうとした。ここでは意外にも現行の司法試験を支持（12名（24%））するものが多く、ロースクール制度に対する認知度、期待度の低さが目立った。

パートⅡ、韓東大学校に関するものは、より「ロースクール」に特化した質問群である。設問1～3はそれぞれ「韓国大学にロースクールがあることを知っていますか?」、「韓東大学ロースクールは、国内最初のアメリカ式ロースクールであることを知っていますか?」、「韓国にアメリカ式のロースクールがあることについてどう思いますか?」といった設問である。ほとんどの回答者が、韓東大学ロースクールの存在を知っており、またそれを肯定的に受け止めていたが、設問4、「韓東大学ロースクールに進学したいですか?」という問いに対しては、「進学したくない」（35名（70%））と、否定的な意見が多かった。最後に、設問10として日本におけるロースクール制度導入に関する知識をたずねてみたが、「知っている」（9名（18%））という回答はむしろ多かったのかもしれない。

調査概要ならびに若干の検討は以上のとおりであるが、不十分な点も多く、さらなる調査、検討を必要とすることはいうまでもないが、こうした外部からの視点の導入がこれから大いに望まれる。国民法意識調査、それ以前またそれ以後の諸調査が、法文化論に立脚し、または目的論に

誘導され、法意識を調査研究以前に規定していくその構造はいまや大きな試練をむかえている。たとえば前掲、魚寅義他(1990)は法意識調査から特権意識の面に着目し、非常に権威的な法文化論、そして日帝論、⁽¹²⁹⁾ 遵法精神高揚論などに起因するものとは若干別の結論を導き出している。最近の新しい法意識調査のなかには既存の調査研究を批判するものもあるが、それは国民法意識調査研究が行ったように、既存の法文化依存型研究を否定しながらも、目的論に依拠するものであってはならない。韓国の法意識研究が、法意識論として成熟するためにはパラダイム転換が必要である。

注

(100) 前掲、韓国法制研究院（1991）13-14頁。

(101) 国民法調査研究においては、法意識と法治主義に関する理解、本調査における立場が示されている。法意識をどのように捉えるかという問題に関しては、一般的に、法感情や法文化など類似の概念を法意識の中に取り込むか、あるいは別個のものとして取り扱うかについての対立がある。前者は法意識論における広義説、後者は狭義説としてまとめられるが、91年調査は日本の法意識研究に関して六本教授、広中教授等の議論を主に参照しながら、「日本の場合も法意識の概念に関して争いがあるものの、通説的な見解は、法意識を法体制自体に対する利害の方式ないし態度と理解する広義説の立場であると定義している」という。一方で、ドイツでの議論は法意識を合理的な精神現象、法感情を非合理的な精神現象と区分する狭義説に立つものとされる。本調査はこのような議論を踏まえた上で、「社会の法意識変化の養成とこれに伴う法治主義の定着可能性を見定めることを目的とするので、法意識と法感情を概念上区分することは本研究の目的上なんらの意味も持たない」として「本研究では、広義の法意識概念を理論的な基盤とする」。94年調査においては、「法理論上、法意識と法感情・法文化を区分する意義があるかもしれないが、実際には両者の関係は相互依存的」だとしながら、同様の立場をとる。法治主義との関連については「国民すべてが広範囲に共感する法意識が存在するときに、法治主義の理念は実質的に実現されうる」として、「国民法意識は、法制度が作用するための背景または条件を形成」と規定される。また同時に、「国民の法意識は法治主義の実質的な実現のための一つの座標となっている」ということから、法意識が法治主義を規定し、法治主義が法意識を規定する関

係にあるものとみなしてよいかと思う。これらの議論については、前掲、韓国法制研究院 (1991) 30-36頁、同 (1994) 16-19頁参照。また、法治主義を韓国の将来像とのかかわりで論じるものも多い。たとえば金光雄 (1989) 「韓国 法治主義의 現実과 将来 — 法과 權力과의 關係를 中心으로 <講演>」、国会報 (273)、国会事務所、158-170頁などを参照。

(102) 「儒教的伝統を韓国人の価値観の前提として国民法意識を診断する既存の研究結果は、いまや修正されなければならない」(前掲、韓国法制研究院 (1991) 118頁)。

(103) 前掲、韓国法制研究院 (1994) 14-15頁。

(104) 同15頁参照。

(105) 同15頁。

(106) 同上。

(107) 同16頁。

(108) 박성혁 (1997) 「한국 시민사회의 전개와 시민교육의 과제」、初等教育研究 (8)、全州教育大学校初等教育研究所、101-118頁。

(109) 同111頁。

(110) 同112頁。

(111) 崔鐘庫・李鐘吉 (1995) 「法意識과 法生活에 있어 日帝遺産의 克服」、광복 50 주년 기념논문집 (1)、광복 50 주년기념사업위원회 한국학술진흥재단、210頁。

(112) 同211頁。

(113) 明示的にこれが説かれることも非常に多い。またこれは法そのものではなく、司法制度一般にもあてはまることに注意しなければならない。朴東均 (1998) 「韓国社会의 法倫理」、法学 (106)、서울大学校法学研究所、4頁も「現行法体系と秩序はわれわれの歴史・われわれの意識構造のなかで社会的統合と調整を経て段階的に設定されたものではなく、他の民族の意識構造のなかで作られたものが、ある日突然わが民族に主権の喪失とともにもたらされたということにその根拠が求められる。すなわちわれわれの生と意識、文化のなかで形成されたものではなく、日本人により、彼らの韓半島の効率的な支配律のために形成されたものをその起源としている」としている。これはより積極的な例ではあるが、「法意識は伝統的に儒教の礼治主義の基礎の上に日帝時代に造成された、歪曲された法意識が共存しており」(徐基泰 (1993) 「国民学校社会科에서의 法教育에 관한 研究」、『公州教大論集』(29)、공주교육대학교、144頁)、「日帝下、大韓帝国での法は、権利の保障ではなく、収奪と抑圧の手段であった」(최용기 (2001) 「법 의식-법생활 정상화 운동이 선행돼야 한다」、시민과 변호사 (93)、서울지방변호사회、139頁)、「日帝治下で法文化は、伝統法文化における

良い点は消滅し、悪い点はより悪くなった」(신영호 (1999) 「법에 대한 불신과 질서의 문제」、사회비평、나남、75頁)、「法制度の創設と司法的実務においても日本的素材と影響からわれわれのものの根本的な分離と接合作業が必要である」(김일수 (1989) 「법학교육의 과제와 전망」、법과 사회 (1)、법과사회이론학회、262頁) など例にはこと欠かない。

(114) たとえば、한상범 (1995) 「語文政策과 法文化의 民主化의 문제점」—법령 공문 평이화를 통한 민주화와 대중화 및 과학화를 위한 제언—、行政論叢 (23)、東国大学校行政大学院、83-102頁も法文化の民主化に関して、韓国の支配体制の問題点を指摘している。

(115) たとえば、공군본부변 (1985) 「준법정신—선진조국으로 가는 길—」、공군、공군본부、156-173頁参照。

(116) この状況については前掲、徐基泰 (1993) 144頁の整理がわかりやすい。また、崔鍾庫 (1984) は韓国の伝統的法文化における田教授と朴教授による二つの流れについて整理し、「田博士の理解は多少批判的・否定的であるのに対し、朴教授はより肯定的・積極的な評価をしていると感じる」(崔鍾庫 (1984) 「韓国法文化의 近代化過程」、石堂論叢 (9)、東亜大学校石堂伝統文化研究院279頁) とした。韓国の伝統法文化を否定的にとらえるのか、肯定的にとらえるのかという問題は、法意識研究における日帝論とも密接に関わりあう問題である。

(117) 나은영 (1997) 「법전문가와 비전문가의 법의식에 관한 심리학적 분석」、법과사회 (14)、창작과비평사、176-204頁。本研究では、司法修習生 (138名)、警察大学学生 (64名)、ソウル大学生 (104名)、全北大学生 (107名) が法意識調査の対象とされており、法意識、法的權威主義、絶対的剝奪感などに関する心理学的な分析が行われている。

(118) 同176頁。

(119) 同177頁。

(120) たとえば、尹泰林教授は法意識に関する分析を行い、「法というものを厳格に適應しないのがよい裁判官であり、過酷に処理する人を没人情的な人間であると考える」(尹泰林 (1972) 「韓國人의 法意識」、교육논집 (5)、연세대학교교육대학원、2頁) という特徴を明らかにしている。

(121) 沈義基 (1993) 「현대 한국의 법제와 그 운용실태」、社会科学研究 (13-2)、嶺南大学校社会科学研究所、73頁。しかしそうであるとしながらも、全国成人男女を母集団とするもの、調査項目が法意識全般に関して包括的なもの、時代変遷にともなう法意識変化と推移の把握に有用なもの、という基準を挙げ、これに合致するものとして、梁承斗による1965年の調査、林による1972年の調査、韓国法制研究院による1991年の調査を選定している。

- (122) 前掲、崔鐘庫・李鐘吉 (1995) 215頁。
- (123) 同223頁。
- (124) 千葉正士 (1998) 『アジア法の多元的構造』、成文堂。
- (125) 同100頁。
- (126) 前掲、신영호 (1999) 68-78頁参照。
- (127) 前掲、韓国法制研究院 (1991) 30-33頁参照。
- (128) 設問と回答に関しては、付録3を参照。ちなみに、対象を韓東大学校法科大学にした理由は、同校が韓国初のアメリカ型ロースクールを2002年より導入しているからである。詳しくは、拙稿 (2004) 「韓国ロースクール論争と『法と社会』のゆらぎ (1)」、九大法学 (88)、九大法学会参照。
- (129) 「一般国民も、特権意識に憧れを持っているようである。このような特権意識は、縁故主義、利己主義、または便法主義をもたらし、結果的に法にもとづく解決より請託や権力に依存する傾向をうむ」 (前掲、魚寅義他 (1990) 34頁)。しかし続けて、「われわれはここで数百年に及ぶ朝鮮病、すなわち法律不遵守の弊習をなくして」 (同) とする箇所は、旧来の論議をほうふつとさせる。

結 語 — 韓国法意識論のゆくえ

韓国の法意識研究、法意識論は、どこへ向かうのだろうか。遵法精神の高揚、法治主義の徹底、法の生活化の達成は、基本的には、韓国の国家としての段階との関連で述べられる⁽¹³⁰⁾。この観点に立てば、法を軽視する理由、遵法精神、意識を阻害している理由が槍玉にあげられ、この克服が望まれる。この論理構造は、ロースクール導入に関する議論にも見出すことができる⁽¹³¹⁾。ロースクール制度導入問題は、ここ10数年間にわたって韓国法学界、法曹界のみならず広く世論を巻き込んだ形で展開されてきた。しかし長年の議論にもかかわらず、その過程で多くの問題を暴きながら一旦は収束する⁽¹³²⁾。目的論主導によりロースクールの問題が論じられ、内省の機会が失われてきた。この間法意識研究は、「韓国人の法意識」たる理論を提供することなく、ただ遵法精神の向上、法治主義の徹底を訴え続けてきたのである。

これまでの韓国の法意識研究においては二つの軸を確認しなければならない。第一に、本稿が法文化論依存型と呼んだものがある。時期的には91年調査までであるが、それ以降の研究にも多くみられる。第二に、91年調査以降、比較的多くなってきたタイプのものであるが、目的論主導型ともいうべきものがあつた。これも基本的に長い間多くの調査研究、理論研究にみられるもので、国民法意識調査研究は法文化論依存体質からの脱皮を宣言することによって、さらにその性格をきわだたせることとなった。これまでの法意識研究は、これらをその両輪としてきたといっても過言ではない。法意識研究自体の必要性自体が疑問視されている今日、法意識研究はいよいよその論理性を高めていかなければならないだろう。これからの「韓国人の」法意識は、法文化論依存型から脱却して、また目的論主導型からも飛躍して、その存在意義を「法意識論」との相克のなかで見出だして行かなければならないのである。

注

(130) たとえば、「韓国人の法意識は後進国型である。法を自分に有利なときには守り、不利なときには守らないというものが韓国人の法意識である」（呂永茂『『법 의식』의 선진화 시급하다』、자유공론（316）、한국반공연맹 자유공론사、39-40頁）といったように、法意識の「先進化」が韓国の先進国化とつなげられ考えられているものの存在である。

(131) この問題については、拙稿（2004）参照。

(132) 2008年度からのロースクール制度の導入が決定されている、この状況と今後の展開については別稿を用意する。

付録1 韓国国民法意識調査

	91 年 調 査	94 年 調 査
法に対する 印象	1. 貴方は“法”という言葉 聞いて、まずどのような感 じを受けますか？ 1) 公平だ 13.4 (267) 2) 民主的だ 11.1 (221) 3) 厳格だ 18.9 (378) 4) 不公平だ 24.7 (494) 5) 権威的だ 32.0 (640)	1. 貴方は“法”という言葉 聞いて、まずどのような感 じを受けますか？ 1) 公平だ 13.0 (156) 2) 民主的だ 12.8 (153) 3) 厳格だ 19.1 (229) 4) 不公平だ 24.9 (298) 5) 権威的だ 30.3 (363)
法規範力の 座標	2. 法は何故必要であると思 えますか？ 1) 国家を統治するため 7.5 (150) 2) 社会秩序を維持するため 76.7 (1532) 3) 抑圧されている人を助 けるため 8.8 (176) 4) 紛争を解決するため 1.9 (38) 5) 犯罪人を処罰するため 3.2 (64) 6) 社会を改革するため 1.9 (38)	2. 法は何故必要であると思 えますか？ 1) 国家統治のため 8.2 (98) 2) 社会秩序維持のため 70.9 (849) 3) 社会改革のため 1.2 (14) 4) 紛争解決のため 2.2 (26) 5) 犯罪人を処罰するため 4.2 (50) 6) 弱者を保護するため 13.4 (161)
法の存在価 値に対する 判断	3. もし世の中に法が全てな くなったとすれば、どうな ると思いますか？ 1) むしろ良くなるだろう 3.3 (66) 2) 変化はないだろう 7.5 (149) 3) 不便になるだろう 89.3 (1785)	3. もし社会に法が全てな くなったとすれば、どうな ると思いますか？ 1) むしろ良くなるだろう 1.3 (16) 2) 変化はないだろう 3.4 (41) 3) 不便になるだろう 21.7 (260) 4) 社会が全く維持できなく なるだろう 73.6 (882)

	91 年 調 査	94 年 調 査
紛争解決方 案としての 法の選択	4. 紛争時、“法的に解決しよう”という言葉聞いて、どのような感じを受けますか？ 1) 望ましい 16.8 (336) 2) 合理的だ 32.3 (645) 3) 人情がない 23.9 (478) 4) 不快だ 26.9 (538)	4. 紛争時、“法的に解決しよう”という言葉聞いて、どのような感じを受けますか？ 1) 望ましい 21.0 (251) 2) 合理的だ 30.4 (364) 3) 人情がない 24.5 (293) 4) 不快だ 24.2 (290)
脱法行為者 に対する評 価	5. “法を破りつつもうまく生きる人は能力がある人である”という言葉があります。貴方はこの言葉に同意しますか？ 1) 全く同意する 9.4 (187) 2) 概ね同意する 22.5 (450) 3) 概ね同意しない 26.0 (520) 4) 全く同意しない 42.2 (843)	5. “法を破りつつもうまく生きる人は能力がある人である”という言葉があります。貴方はこの言葉に同意しますか？ 1) 全く同意する 9.7 (116) 2) 概ね同意する 20.4 (245) 3) 特に同意しない 30.8 (369) 4) 全く同意しない 39.1 (469)
家族構造の 変化	6. 貴方の家庭の場合、家族の共同問題に関する意思決定は、最終的にどのようなになされますか？ 1) 父（夫）の意思によってなされる 24.5 (490) 2) 母（妻）の意思によってなされる 1.6 (32) 3) 父母（夫婦）の共同意思によってなされる 30.6 (612) 4) 家族全員の意思でなされる 42.2 (844) 5) その他 1.0 (20)	6. 貴方の家庭の場合、家族の共同問題に関する意思決定は、最終的にどのようなになされますか？ 1) 父（夫）の意思によってなされる 24.3 (291) 2) 母（妻）の意思によって成される 1.5 (18) 3) 父母（夫婦）の共同意思によってなされる 32.3 (387) 4) 家族全員の意思でなされる 40.8 (489) 5) その他 1.3 (15)

	91 年 調 査	94 年 調 査
職場秩序	7. 職場の上司が不当な指示をした場合、貴方はどうしますか？ 1) 無条件に従う 1.5 (30) 2) できるだけ従う 33.9 (676) 3) できるだけ断る 49.9 (997) 4) 無条件に断る 14.7 (294)	7. 職場の上司が不当な指示をした場合、貴方はどうしますか？ 1) 無条件に従う 0.8 (10) 2) できるだけ従う 31.2 (374) 3) できるだけ断る 52.1 (625) 4) 無条件に断る 15.8 (190)
女性の地位	8. 女性が不利な待遇を受ける場合があるとすれば、次のうちどの場合が最もそうであると思いますか？ 1) 政治参与 11.0 (219) 2) 財産相続 10.2 (202) 3) 就業と昇進 60.3 (1198) 4) 家庭での役割 15.7 (311) 5) 最近は概して平等だ 4 (27) 6) その他 1.5 (30)	8. 次は社会で女性がどのような待遇を受けているかについての質問です。 あ) 貴方は社会で女性が不利な待遇を受けていると思いますか？ 1) そう思う 61.8 (740) 2) そうは思わない 38.2 (457) い) 次のうちどのような場合に最も不利な待遇を受けていると思われますか？ 1) 政治参与 8.8 (65) 2) 財産相続 5.6 (41) 3) 就業と昇進 69.3 (511) 4) 家庭での役割 14.0 (103) 5) その他 2.3 (17)
	9. 農村でのスイカ泥棒や大根泥棒をどう思いますか？ 1) 厳しく、盗みということで警察に申告するのがよい 3.8 (76) 2) お金で弁償するのがよい 11.8 (236) 3) 大きな被害がない限りは許すのがよい 84.4 (1686)	

	91 年 調 査	94 年 調 査
		9. 貴方のこどもが同じ年代のこどもとけんかをして傷を負った場合、どのように処理することが望ましいですか? 1) 警察に申告し処理する 2.3 (27) 2) 治療費をもらう 16.6 (199) 3) 大して問題にしない 81.1 (971)
遵法秩序	10. 次は社会で法がよく守られているかについての質問です。 あ) 貴方は社会で法がよく守られていると思いますか? 1) そう思う 17.6 (352) 2) そうは思わない 82.4 (1645) い) 法がよく守られていないとすれば、最も大きな原因は何であると考えますか? (法がよく守られていないと考える方のみ、お答えください) 1) 法が不公平であるため 19.9 (326) 2) 法のとおり生きれば損害を被るため 2.6 (206) 3) 法の手順が複雑で、またよく変わるため 33.2 (544) 4) 法の執行が厳格にできないため 24.1 (395) 5) 法以外の別の方法が便利のため 10.4 (170)	10. 次は社会で法がよく守られているかについての質問です。 あ) 貴方は社会で法がよく守られていると思いますか? 1) そう思う 21.1 (253) 2) そうは思わない 78.9 (946) い) 法がよく守られていないとすれば、最も大きな原因は何であると考えますか? (法がよく守られていないと考える方のみ、お答えください) 1) 法の手順が複雑でよく変わるため 32.5 (305) 2) 法が不公平であるため 21.3 (200) 3) 法の執行が厳格でないため 24.9 (234) 4) 法のとおり生きれば損害を被るため 11.5 (108) 5) 法以外の別の方法が便利のため 9.8 (92)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	う) 法がよく守られていないとすれば、誰が最も法を守らないと考えますか？ 1) 政治家 61.8 (1043) 2) 公務員 11.0 (186) 3) 企業家 15.6 (263) 4) 知識人 2.4 (41) 5) 宗教人 1.1 (19) 6) 勤労者 1.2 (21) 7) 大学生 2.8 (47) 8) 農漁民 4.0 (67)	う) 次のうち誰が最も法を守らないと考えますか？ (法がよく守られていないと考える方のみ、二つを選択して下さい) 1) 政治家 42.6 (800) 2) 公務員 14.2 (267) 3) 法曹人 9.0 (184) 4) 教育者 4.8 (86) 5) 企業人 20.0 (375) 6) 勤労者 1.0 (18) 7) 宗教人 4.5 (84) 8) 大学生 2.2 (42) 9) 農漁民 1.1 (21)
分野別法遵守度	11. 次の各分野で、法がどの程度守られていると考えますか？ あ) 政治分野 1) とてもよく守られている 1.4 (27) 2) 概してよく守られている 16.0 (316) 3) 概してよく守られていない 58.6 (1160) 4) 全く守られていない 24.1 (477) い) 行政分野 1) とてもよく守られている 3.7 (74) 2) 概してよく守られている 42.7 (843) 3) 概してよく守られていない 45.6 (901) 4) 全く守られていない 8.0 (158)	11. 次の各分野で、法がどの程度守られていると考えますか？ あ) 政治分野 1) とてもよく守られている 1.3 (15) 2) 概してよく守られている 19.2 (229) 3) 概してよく守られていない 67.5 (803) 4) 全く守られていない 12.0 (143) い) 行政分野 1) とてもよく守られている 4.1 (49) 2) 概してよく守られている 49.0 (583) 3) 概してよく守られていない 43.7 (519) 4) 全く守られていない 3.2 (38)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	う) 経済界 1) とてもよく守られている 2.0 (40) 2) 概してよく守られている 26.0 (513) 3) 概してよく守られていない 56.8 (1119) 4) 全く守られていない 15.2 (299)	う) 経済界 1) とてもよく守られている 1.7 (20) 2) 概してよく守られている 33.7 (398) 3) 概してよく守られていない 57.5 (680) 4) 全く守られていない 7.1 (84)
	え) 労使関係 1) とてもよく守られている 2.0 (39) 2) 概してよく守られている 28.7 (565) 3) 概してよく守られていない 55.0 (1081) 4) 全く守られていない 14.3 (282)	え) 労使関係 1) とてもよく守られている 4.0 (47) 2) 概してよく守られている 43.3 (513) 3) 概してよく守られていない 46.5 (550) 4) 全く守られていない 6.3 (74)
	お) 教育界 1) とてもよく守られている 8.2 (163) 2) 概してよく守られている 51.7 (1028) 3) 概してよく守られていない 33.4 (661) 4) 全く守られていない 6.6 (130)	お) 教育界 1) とてもよく守られている 3.3 (39) 2) 概してよく守られている 38.7 (460) 3) 概してよく守られていない 51.1 (608) 4) 全く守られていない 7.0 (83)
	か) 交通秩序 1) とてもよく守られている 3.0 (59) 2) 概してよく守られている 32.9 (652) 3) 概してよく守られていない 47.6 (942) 4) 全く守られていない 16.6 (328)	か) 交通秩序 1) とてもよく守られている 2.3 (28) 2) 概してよく守られている 30.3 (361) 3) 概してよく守られていない 53.9 (642) 4) 全く守られていない 13.5 (161)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	き) 行楽秩序 1) とてもよく守られている 1.7 (34) 2) 概してよく守られている 18.6 (368) 3) 概してよく守られていない 46.9 (928) 4) 全く守られていない 32.8 (649)	き) 行楽秩序 1) とてもよく守られている 0.7 (8) 2) 概してよく守られている 15.9 (190) 3) 概してよく守られていない 51.8 (618) 4) 全く守られていない 31.6 (377)
私的な集まりでの規則遵守	12. 次は同窓会のような集まりで会則や約束が遵守されているかどうかについての質問です。 あ) 貴方が加入する同窓会のような集まりでは会則や約束がよく守られていますか? 1) よく守られている 52.9 (1053) 2) 守られていない 47.1 (939) い) もし遵守されていないとすれば、最も大きな原因は何であると考えられますか? 1) 親しい間柄のため 40.2 (378) 2) 罰則が弱い 16.5 (155) 3) 利益がない 29.3 (275) 4) 生活が忙しい 6.8 (64) 5) 意識が不足している 3.0 (28) 6) その他 4.3 (40)	12. 次は同窓会・契等の集まりで会則や約束が遵守されているかどうかについての質問です。 あ) 貴方が加入する同窓会・契等の集まりでは会則や約束がよく守られていますか? 1) よく守られている 60.5 (723) 2) 守られていない 39.5 (473) い) もしよく守られていないとすれば、最も大きな原因は何であると考えられますか? 1) 親しい間柄のため 16.2 (76) 2) 罰則が弱い 6.8 (32) 3) 利益がない 12.0 (56) 4) 生活が忙しい 59.0 (276) 5) その他 6.0 (28)

	91 年 調 査	94 年 調 査
告発精神	13. 貴方は道に唾を吐く、また煙草の吸殻を捨てたりする等の取り締まりに摘発され処罰を受けたとすることに対して、どのように考えますか？ 1) 法を破ったため処罰されるのは当然である 54.9 (1098) 2) 運が悪かったと考える 11.4 (227) 3) 道徳的に非難することはできるが、法的処罰は不当である 33.7 (674)	13. 貴方が無断横断をする、また煙草の吸殻を捨てたりする等の取り締まりに摘発され、処罰されることに対して、どのように考えますか？ 1) 法を破ったため処罰されるのは当然である 63.5 (762) 2) 運が悪かったと考える 16.9 (203) 3) 道徳的に非難することはできるが、法的処罰は不当である 19.6 (235)
	14. 家を購入し、登記をせず、より高い価格で売る場合があります。このような行為に対してどのように考えますか？ 1) そのようなこともありうる 15.4 (307) 2) 住宅供給秩序を乱す行為であるため、処罰しなければならない 56.1 (1121) 3) 脱税（譲渡所得税の脱税）であるため、処罰しなければならない 28.6 (571)	
法的経験	20. 次は法的な問題で裁判所に行ったことがあるかについての質問です。 あ) 貴方は法的な問題で裁判所に行ったことがありますか？ 1) ある 28.9 (578) 2) ない 71.1 (1422)	14. 金融機関と取引する場合、必ず自分の氏名で行わなければならない金融实名制が昨年8月から施行されています。金融实名制施行以後、貴方の経済活動や日常生活は以前と比べてどうなりましたか？ 1) 全く不便ではない 46.4 (556)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	い) 行ったことがあるとすれば、次の中からどのような理由で行きましたか? (行ったことのある人のみ) 1) 行政訴訟 11.1 (64) 2) 刑事問題 25.9 (149) 3) 即決審判 11.5 (66) 4) 証 人 15.1 (87) 5) 財産問題 17.4 (100) 6) 保証問題 9.6 (55) 7) 相続問題 1.2 (7) 8) 離婚及び子の養育問題 4.9 (28) 9) その他 3.3 (19)	2) あまり不便ではない 32.2 (386) 3) 若干不便である 18.5 (222) 4) 非常に不便である 2.9 (35)
告発精神	15. 泥棒が隣の家の塀を越えるところを目撃した場合、貴方はどうしますか? 1) 必ず申告する 48.6 (971) 2) 場合によっては申告する 24.0 (480) 3) 面倒なので申告しない 5.1 (101) 4) 近所の人たちと力を合わせ、泥棒を捕まえる 19.4 (388)	15. 泥棒が隣の家の塀を越えるところを目撃した場合、貴方はどうしますか? 1) 必ず申告する 65.2 (782) 2) 場合によっては申告する 17.1 (205) 3) 面倒なので申告しない 2.5 (30) 4) 近所の人たちと力を合わせ、泥棒を捕まえる 11.4 (137)
	16. 社会で最も早急に対処しなければならない犯罪は何であると考えますか? あ) 1) 不正腐敗 56.0 (1116) 2) 脱税 3.4 (68) 3) 不動産登記事犯 24.1 (481) 4) 公害事犯 16.0 (318) 5) その他 0.5 (10)	16. 社会で最も早急に対処しなければならない犯罪は何であると考えますか? あ) 1) 不正腐敗 61.7 (740) 2) 脱税 6.2 (74) 3) 不動産登記事犯 11.3 (136) 4) 環境事犯 13.2 (158) 5) 経済事犯 7.2 (86) 6) その他 0.4 (5)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	い) 1) 性暴行 18.9 (377) 2) 家庭破壊犯 50.0 (997) 3) 組織暴力団 21.3 (425) 4) 麻薬事犯 8.8 (176) 5) その他 0.9 (18)	い) 1) 性暴行 36.0 (431) 2) 家庭破壊犯 26.1 (313) 3) 麻薬事犯 8.3 (99) 4) 強・窃盗事犯 25.0 (300) 5) 飲酒運転 4.2 (50) 6) その他 0.4 (5) う) 犯罪のない社会をつくるために、最も早急に必要とされることは何であると考えますか？ 1) 被害者そして一般市民の徹底した申告精神 30.0 (360) 2) 申告者に対する徹底した保護 12.2 (146) 3) 関係当局の厳格な法執行や処罰強化 25.9 (311) 4) 家庭と社会での健全な市民教育 24.2 (290) 5) テレビ・新聞等、大衆媒体の先導的役割 7.1 (85) 6) その他 0.6 (7)
法認知経路	17. 貴方は生活法律をどのようにして知りましたか？ 1) 新聞やテレビを通じて 74.9 (1497) 2) 周りの人たちから聞いて 9.2 (184) 3) 本を読んで 6.2 (124) 4) 学校で学んで 4.1 (81) 5) 事件を経験して 5.6 (112)	17. 貴方は生活法律をどのようにして知りましたか？ 1) 新聞やテレビを通じて 70.9 (850) 2) 周りの人たちから聞いて 9.1 (109) 3) 本を読んで 9.8 (118) 4) 学校で学んで 3.4 (41) 5) 事件を経験して 4.9 (59) 6) 政府広報物を通じて 1.8 (22)

	91 年 調 査	94 年 調 査
法認知欲	18. 貴方は新聞に載せられている法令に関する記事を詳しく見ますか？ 1) 詳しく見る 21.2 (423) 2) 適当に見る 59.6 (1192) 3) ほとんど見ない 14.6 (291) 4) 全く見ない 4.7 (94)	18. 貴方は新聞に載せられている法令に関する記事を詳しく見ますか？ 1) 詳しく見る 22.2 (266) 2) 適当に見る 55.6 (667) 3) ほとんど見ない 16.0 (192) 4) 全く見ない 6.3 (75)
	19. 貴方は行政官庁の国民相談室や消費者保護団体の訪問、また電話相談をしたことがありますか？ 1) よくあった 2.9 (57) 2) 時々あった 20.9 (417) 3) 一度はあった 18.8 (376) 4) 全くなかった 57.5 (1148)	19. 貴方は法的な問題が発生した場合、行政官庁の国民相談室・法律救助公団・消費者保護団体等の訪問、または電話相談をしたことがありますか？ 1) よくあった 2.8 (34) 2) 一、二度はあった 33.0 (396) 3) 全くなかった 64.1 (769)
法教育		20. 次は国民学校・中学校・高等学校教育段階での法教育についての質問です。 あ) 貴方は国民学校・中学校・高等学校の法教育がよくなされていると思いますか？ 1) 非常によくなされている 1.8 (22) 2) 概してよくなされている 29.4 (352) 3) 概してよくはなされていない 59.6 (713) 4) 全くよくなされていない 9.2 (110)

	91 年 調 査	94 年 調 査
		い) 貴方は適切な法教育が成されるためにはどの部分に重点を置かなければならないと考えますか？ 1) 国民の権利・義務と国家組織に対する知識 15.7 (187) 2) 社会生活で守らなければならない生活法規 25.4 (303) 3) 法を使用する能力の向上 5.7 (68) 4) 遵法精神の涵養のための正しい人間像の成立 52.1 (622) 5) その他 1.1 (13)
法認知欲求	21. 銀行に貯蓄する際、通帳の裏面にある規定（約款）を見ますか？ 1) 詳しく見る 27.6 (551) 2) 適当に見る 46.9 (937) 3) 見ない 21.1 (42) 4) そのような規定があることも知らない 4.4 (87)	21. 貴方は保険に加入したり、銀行で通帳を作る際、保険契約書や通帳の裏面にある規定（約款）を見ますか？ 1) 詳しく見る 33.6 (403) 2) 適当に見る 44.8 (537) 3) 見ない 18.1 (217) 4) そのような規定があることも知らない 3.6 (43)
法的経験	22. 貴方は社会生活をしながらどのように生きていくことが被害を被らずに生きていく方法であると思いますか？ 1) 常識的に生きればよい 56.3 (1125) 2) 法に従えばよい 13.1 (262) 3) 法と関連することはできるだけ避けたほうがよい 8.3 (166)	22. 貴方は社会生活をしながらどのように生きていくことが被害を被らずに生きていく方法であると思いますか？ 1) 常識的に生きればよい 50.9 (611) 2) 法に従えばよい 14.6 (175) 3) 法と関連することはできるだけ避けたほうがよい 7.8 (93)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	4) 法が正しくない場合、積極的に指摘するようにする 14.0 (280) 5) 場合によっては法を破らなければならない 8.3 (166)	4) 法が正しくない場合、積極的に是正するようにする 6.3 (196) 5) 場合によっては法を破らなければならない 10.4 (125)
権利意識	23. 万一、国民を不当に抑圧する法があるとすれば、どうしますか？ 1) 悪法も法であるから守る 17.7 (353) 2) 制裁が恐ろしいので守る 21.3 (425) 3) 積極的な方法で是正を要求する 49.6 (989) 4) 悪法であるため守らない 11.4 (227)	23. 万一、国民を不当に抑圧する法があるとすれば、どうしますか？ 1) 悪法も法であるから守る 18.1 (217) 2) 制裁が恐ろしいので守る 22.3 (267) 3) 積極的な方法で是正を要求する 49.9 (598) 4) 悪法であるため守らない 9.8 (117)
	24. 不良品（テレビ、食品等）を買ってしまった場合、貴方はどうしますか？ 1) 一度買ったものなのでどうしようもない 20.6 (412) 2) 後のことを考えて交換する 48.8 (975) 3) 消費者告発センターに申告する 29.7 (593) 4) 裁判をして損害賠償を受ける 1.0 (9)	24. 不良品（テレビ、食品等）を買ってしまった場合、貴方はどうしますか？ 1) 一度買ったものなのでどうしようもない 16.4 (197) 2) 後のことを考えて交換する 48.9 (587) 3) 消費者告発センターに申告する 33.8 (406) 4) 裁判をして損害賠償を受ける 0.8 (10)

	91 年 調 査	94 年 調 査
権利意識	25. 貴方が横断歩道を渡っているとき、交通事故に遭って負傷したとします。どうしますか？ 1) 謝罪してもらえただけで満足である 6.8 (136) 2) 治療費をもらう 25.2 (502) 3) 治療費は勿論、医療費まで負担してもらう 43.2 (861) 4) 控訴し、法で処理する 24.8 (494)	25. 貴方が横断歩道を渡っているとき、交通事故に遭って負傷したとします。どうしますか？ 1) 謝罪してもらえただけで満足である 6.3 (75) 2) 治療費をもらう 26.6 (318) 3) 治療費は勿論、医療費も負担してもらう 43.3 (517) 4) 控訴し、法で処理する 23.8 (285)
	26. 万一、貴方の家族が人を殴って警察につかまった場合、どうしますか？ 1) 被害者やその家族と会って合意する 85.9 (1718) 2) 警察系統の知り合いを探す 5.3 (105) 3) 弁護士を訪ねる 2.8 (85) 4) 法の解決に任せる 6.0 (120)	26. 万一、貴方の家族が人を殴って警察につかまった場合、どうしますか？ 1) 被害者やその家族と会って合意する 84.4 (1013) 2) 警察系統の知り合いを探す 4.9 (59) 3) 弁護士を訪ねる 3.4 (41) 4) 法の解決に任せる 7.3 (87)
	27. 貴方は誰と関係があれば法と関連することが発生した場合に手助けになると考えますか？ 1) 高位層人士 27.3 (542) 2) 弁護士 33.2 (658) 3) 判・検事 21.3 (423) 4) 面・洞等の区役所職員 5.0 (90) 5) 警察官 9.1 (181) 6) 助けにはならない 2.0 (40) 7) その他 2.0 (39)	27. 貴方は法と関連する事態が発生した場合に、誰と関係があれば最も大きな助けになると考えますか？ 1) 高位公務員 8.6 (103) 2) 弁護士 26.3 (314) 3) 判・検事 25.4 (303) 4) 担当行政公務員 22.3 (267) 5) 警察官 10.0 (120) 6) 政治人 4.7 (56) 7) その他 2.7 (32)

	91 年 調 査	94 年 調 査
権利意識	28. 国会議員が作った法は、国民が作ったものであると思いますか？ 1) そう思う 15.2 (303) 2) 少しそう思う 30.8 (614) 3) あまりそうは思わない 40.6 (810) 4) 全くそうは思わない 13.5 (269)	28. 国会で作った法は、国民が作ったものであると思いますか？ 1) そう思う 11.7 (140) 2) 概してそう思う 26.1 (313) 3) 概してそうは思わない 49.8 (597) 4) 全くそうは思わない 12.7 (140)
法認知要求	29. 法曹文や法律用語が堅苦しく、不慣れで難しいと思ったことはありますか？ 1) ある 79.5 (1587) 2) ない 7.8 (155) 3) 読んだことがない 12.7 (253)	29. 法曹文や法律用語が堅苦しく、不慣れで難しいと思ったことはありますか？ 1) ある 80.3 (963) 2) ない 8.0 (96) 3) 読んだことがない 11.7 (140)
法的経験	30. 貴方は面・洞事務所や区役所において、仕事がうまく処理されるにはどのようにすればよいと思いますか？ 1) 原則のままだにすればよい 66.3 (1323) 2) 無条件に、よろしくお願ひしますと言わなければならない 18.5 (369) 3) 圧力を加えなければならない 2.8 (55) 4) 少なくとも賄賂を渡さなければならない 11.3 (226) 5) その他 1.1 (22)	30. 貴方は面・洞事務所や区役所において、仕事がうまく処理されるにはどのようにすればよいと思いますか？ 1) 原則のままだにすればよい 74.6 (895) 2) 無条件に、よろしくお願ひしますと言わなければならない 15.1 (181) 3) 圧力を加えなければならない 1.8 (21) 4) 少なくとも賄賂を渡さなければならない 7.4 (84) 5) その他 1.5 (18)

	91 年 調 査	94 年 調 査
法的経験	31. 次の各部分はどの程度公正であると考えますか？ あ) 国家や政府で法令を作る時 1) 公正である 5.8 (115) 2) 概して公正である 42.7 (848) 3) 概して公正ではない 39.4 (782) 4) 公正ではない 12.1 (240) い) 行政官庁で法を適用する時 1) 公正である 6.8 (135) 2) 概して公正である 50.0 (991) 3) 概して公正ではない 5.1 (696) 4) 公正ではない 8.0 (159) う) 派出所や警察署で法を適用するとき 1) 公正である 4.6 (92) 2) 概して公正である 40.8 (809) 3) 概して公正ではない 41.7 (827) 4) 公正ではない 12.9 (255) え) 検察で法を執行するとき 1) 公正である 11.5 (227) 2) 概して公正である 50.4 (996) 3) 概して公正ではない 30.1 (595) 4) 公正ではない 8.1 (160)	31. 次の各部分はどの程度公正であると考えますか？ あ) 国家や政府で法令を作る時 1) 公正である 2.8 (33) 2) 概して公正である 40.5 (483) 3) 概して公正ではない 51.7 (616) 4) 全く公正ではない 5.0 (60) い) 行政官庁で法を適用する時 1) 公正である 3.4 (40) 2) 概して公正である 52.4 (624) 3) 概して公正ではない 41.7 (497) 4) 公正ではない 2.5 (30) う) 派出所や警察署で法を適用するとき 1) 公正である 5.4 (64) 2) 概して公正である 45.7 (544) 3) 概して公正ではない 44.6 (531) 4) 公正ではない 4.3 (51) え) 検察で法を執行するとき 1) 公正である 8.3 (99) 2) 概して公正である 54.2 (645) 3) 概して公正ではない 34.3 (408) 4) 公正ではない 3.1 (37)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	お) 裁判所で判決を下すとき 1) 公正である 19.7 (391) 2) 概して公正である 55.0 (1090) 3) 概して公正ではない 19.6 (389) 4) 公正ではない 5.6 (111)	お) 裁判所で判決を下すとき 1) 公正である 11.7 (139) 2) 概して公正である 59.1 (703) 3) 概して公正ではない 26.6 (317) 4) 公正ではない 2.6 (31)
	32. 権力や財力は裁判の結果に影響を及ぼすと考えますか? 1) 絶対的な影響を及ぼす 40.3 (805) 2) ある程度は影響を及ぼす 53.9 (1076) 3) あまり影響を及ぼさない 4.7 (93) 4) 全く影響を及ぼさない 1.2 (24)	32. 権力や財力は裁判の結果に影響を及ぼすと考えますか? 1) 絶対的な影響を及ぼす 36.4 (437) 2) ある程度は影響を及ぼす 56.9 (682) 3) あまり影響を及ぼさない 4.9 (59) 4) 全く影響を及ぼさない 1.8 (21)
	33. 国民の世論が裁判に影響を及ぼすことは望ましいと思いますか? 1) 望ましい 78.8 (1575) 2) 望ましくない 21.2 (423)	33. 国民の世論が裁判に影響を及ぼすことは望ましいと思いますか? 1) 望ましい 76.6 (918) 2) 望ましくない 23.4 (280)
	34. 貴方は、金銭関係について裁判所で裁判を受けることについてどう思いますか? 1) 長い時間と多額の費用がかかり、煩わしく思う 37.0 (739) 2) 法廷に立つことはそれ自体が不名誉であるように思う 13.8 (275)	34. 貴方は、金銭関係において訴訟を起こすことについてどう思いますか? 1) 自分の権利実現のため裁判をする 32.5 (389) 2) 訴訟は正義と秩序を採る道であるので、はばかる理由はないと思う 21.5 (258)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	3) 自分の権利のためには、 裁判をはばかり理由はないと思う 29.6 (590) 4) 裁判は正義と秩序と探 す道のため、はばかり理 由はないと思う 19.1 (382) 5) その他 0.5 (9)	3) 長い時間と多額の費用 がかかり、煩わしく思う 35.6 (427) 4) 法廷に立つことはそれ 自体が不名誉であるよう に思う 9.3 (112) 5) その他 1.0 (12)
	35. 次の中で最も現実的では ない法はどれであると考え ますか？ 1) 政治に関する法 25.2 (500) 2) 行政に関する法 6.5 (130) 3) 刑事処罰に関する法 7.6 (150) 4) 経済に関する法 8.8 (175) 5) 税に関する法 16.3 (324) 6) 労使関係に関する法 9.6 (190) 7) 農漁村に関する法 17.9 (355) 8) 親族相続に関する法 6.8 (135) 9) その他 1.4 (27)	
		35. 近年、国会ではきれいな 選挙風土及び政治秩序確立 のための、いわゆる政治改 革法が新しく作られました。 貴方はこの法が遵守される ために最も必要なことは何 であると考えますか？ 1) 政党又は立候補者の意 識改革と高い遵法精神 50.5 (599)

	91 年 調 査	94 年 調 査
		2) 選挙関係機関の厳格な 法執行 13.1 (157) 3) 有権者の意識改革と徹 底した告発精神 36.2 (434) 4) その他 0.8 (9)
	36. 現行の民法は同じ姓と本 を持つ男女が結婚すると婚 姻申告ができないようになって います。貴方は同姓同本 の結婚についてどう考えま すか？ 1) 韓国的伝統としてみれ ばありえないことである 29.0 (580) 2) 子どもに悪影響を与え るため、してはならない 12.5 (250) 3) 近い親戚でなければそ のような必要はないと思 う 52.3 (1046) 4) 判断がつかない 6.2 (123)	36. 現行の民法は同じ姓と本 を持つ男女が結婚すると婚 姻申告ができないようになって います。貴方は同姓同本 の結婚についてどう考えま すか？ 1) 韓国的伝統としてみれ ばありえないことである 30.2 (362) 2) 子どもに悪影響を与え るため、してはならない 13.1 (157) 3) 近い親戚でなければそ のような必要はないと思 う 43.7 (524) 4) 同姓同本禁婚に関する 法曹項自体を廃止するべ きだ 13.0 (156)
現実に合わ ない法	37. 「家庭儀礼に関する法律」 は、結婚式の招待状を出す こと、また初喪の家ではお 酒や食べ物を提供すること を禁止しています。あなた はこれについてどう考えま すか？ 1) 虚礼虚飾と浪費を防ぐ ために守るだけの価値は ある 31.4 (628)	37. 「家庭儀礼に関する法律」 は、結婚式の招待状を出す こと、また初喪の家ではお 酒や食べ物を提供すること を禁止しています。あなた はこれについてどう考えま すか？ 1) 法で禁止しているため、 必ず守らなければならない 3.8 (45)

	91 年 調 査	94 年 調 査
	2) 現実と非常に懸け離れたものであるため守ることは困難である 61.5 (1230) 3) 判断がつかない 7.1 (141)	2) 虚礼虚飾と浪費を防ぐために守るだけの価値はある 35.2 (422) 3) 現実と非常に懸け離れたものであるため守ることは困難である 42.2 (506) 4) 法自体を廃止し、自立に任せなければならない 18.9 (227)
労使関係法違反の責任所在	38. 万一、労使関係法が遵守されていないとすれば、その責任は誰にあると思いますか？ 1) 経営陣 27.1 (542) 2) 勤労者 2.5 (50) 3) 政 府 11.8 (236) 4) 在野及び運動圏学生 4.8 (95) 5) すべての者に責任がある 52.0 (1039) 6) 近頃は労使関係法が遵守されている 1.8 (36)	38. 次は社会で労使関係法が遵守されているかどうかについての質問です。 あ) 最近では労使関係法が遵守されていると思いますか？ 1) 非常によく守られている 2.7 (32) 2) 概してよく守られている 57.4 (686) 3) 概してよく守られていない 37.1 (444) 4) 全くよく守られていない 2.8 (34) い) 労使関係法が遵守されていないとすれば、誰に最も大きな責任があると思いますか？ 1) 使用者 24.3 (116) 2) 勤労者 2.5 (12) 3) 政 府 16.1 (77) 4) すべての者に責任がある 57.1 (273)

	91 年 調 査	94 年 調 査
財産権行使 の社会的制 約	39. 中東の湾岸戦争当時実施 されていた車両十部制運行 が最近解除されました。貴 方はこのような措置をどう 思いますか？ 1) 車両所持者に対する財 産権侵害のため、解除措 置をすすめる 9.0 (180) 2) 非常事態 (湾岸戦争) が治まったため、解除措 置をとることは当然で ある 11.9 (238) 3) 運行制限に対しては適 切な保証をしながら続け て施行するだけの価値は あった 16.3 (325) 4) 国の交通事情上、続け て施行してもよい措置で あった 54.7 (1092) 5) 五部制運行と同様に、 より強力な措置が必要で あった 8.1 (162)	
環境汚染の 規制方向		39. 貴方は環境汚染を誘発さ せる企業に対して、どの程 度の規制が必要であると思 われますか？ 1) 環境汚染の防止、及び 復旧に対する責任を負わ せなければならない 69.8 (837) 2) 罰金よりは懲役等の体 系で処罰されなければな らない 24.4 (293)

	91 年 調 査	94 年 調 査
		3) 規制をすることよりも 企業の経済力強化に重点 を置かなければならない 4.8 (57) 4) その他 1.1 (13)
法知識	40. 現行民法は、嫁いだ娘と 父母の世話をする息子のう ち、どちらがより多くの財 産を相続することができる ようになっていると思いま すか？ 1) 嫁に行った娘 0.6 (11) 2) 世話をする息子 74.9 (1497) 3) 全く同じである 19.9 (398) 4) よくわからない 4.7 (93)	40. 現行民法は、嫁いだ娘と 父母の世話をする息子のう ち、どちらがより多くの財 産を相続することができる ようになっていると思いま すか？ 1) 嫁に行った娘 0.2 (2) 2) 世話をする息子 66.1 (793) 3) 全く同じである 29.1 (349) 4) よくわからない 4.7 (56)

付録2 李根植教授による法意識調査

質 問	回 答				計
	一般市民		大学生		
	男	女	男	女	
法の最も重要な機能は何である と考えるか？					
① 統治の手段	15	18	33	15	81
② 権利義務の現実手段	32	14	44	54	144
③ 社会改革	3	1	2	6	12
④ 制 裁	6	7	8	8	29
⑤ 無 回 答				1	1
法のうちまず連想する法は？					
① 憲 法	44	33	50	55	182
② 刑 法	18	8	31	24	81
③ 民 法	4	1	4	5	14
④ 商 法			1		1
⑤ そ の 他			1		1
法に対する一般的な印象は？					
① 普 遍 性	20	12	11	17	60
② 公 正 性	14	8	32	24	78
③ 冷 酷	8	8	12	13	41
④ 威 圧 感	14	12	30	30	86
⑤ 無 回 答			2		2
官庁から抑圧をされた場合どう するか？					
① 我慢する	9	7	8	8	32
② 官庁を相手に訴訟を提起する	18	17	46	39	120
③ 弁護士と相談して決める	29	16	33	36	114
④ 無 回 答				1	1

質 問	回 答				計
	一般市民		大学生		
	男	女	男	女	
権力者や資産家と争いが起きた場合、結局自分だけが損害を受けると思うか？					
① そう思う	31	25	42	41	139
② そうではないと思う	20	9	30	19	78
③ わからない	5	6	15	14	40
家族の一人が窃盗の疑いで警察に連行された場合、どうするか？					
① 警察関係の職に就いている知人を探す	8	6	10	24	48
② 検察を訪ね、嫌疑可否を確認する	35	33	59	58	185
③ 弁護士を訪ねる	11	0	18	12	41
④ 仕方がないのでそのままにしておく	2	1	0	0	3
不良品を購入してしまった場合、どうするか？					
① そのままにしておく	6	2	5	9	22
② 交換する	44	29	63	64	200
③ 消費者告発センターに告発する	6	9	18	11	44
④ 無 回 答			1		1
親族間で土地に関するもめごとが起こった場合、それを身内では解決できないため、やむを得ず他人の助けを借りる場合、どうすればよいか？					
① 法によって解決する	19	18	22	41	100
② 門中会議を開き決定する	23	18	43	20	104
③ 周囲の大人の意見に従う	14	4	22	22	62
④ 無 回 答	0	0	0	1	1

質 問	回 答				計
	一般市民		大学生		
	男	女	男	女	
是非を判断する時、相手が法的に解決しようと言え、どのような気分になるか？					
① 気分が悪い	34	20	40	48	142
② なんとも思わない	9	6	20	13	48
③ 気分が良い	13	13	26	21	73
④ 無 回 答	0	1	1	2	4
法は国民の代表である国会において作られるが、これは国民が制定したものであるといえるか？					
① いえと思う	17	8	8	7	40
② いえないと思う	13	10	47	37	107
③ 場合によって異なる	25	20	32	30	107
④ 考えたことがない	1	2			3
国会で妥当性のない法が制定された場合、どうするか？					
① 国会で作られたものなので仕方がない	14	14	22	22	72
② 陳情をしてでもできないようにする	3	1	4	7	15
③ 言論機関や世論に呼びかけ、その不当性を指摘する	38	23	59	63	183
④ 無 回 答	1	2	2	2	7
最近では、法に従いながら生活している者は馬鹿正直であるというが、どう考えるか？					
① そう思う	21	14	46	68	149
② そうは思わない	29	20	31	36	116
③ わからない	6	6	10	22	44
④ 無 回 答				1	1

質 問	回 答				計
	一般市民		大学生		
	男	女	男	女	
法は支配層のためのものであると思うか？					
① そう思う	10	9	29	38	86
② そうは思わない	44	24	47	41	156
③ わからない	2	6	11	5	24
④ 無 回 答		1			1
有力層になればなるほど法を遵守していないと思うか？					
① そう思う	26	13	37	29	105
② そのようである	22	17	32	34	105
③ そうは思わない	5	7	15	18	45
④ わからない	3	3	3	3	12
最近の法不信の原因は何と考えるか？					
① 法が政治に無力なため	28	25	70	54	177
② 法が非常に頻繁に変わるため	20	7	8	14	49
③ 法の解釈が曖昧なため	2	3	2	11	18
④ 法に従うと損害しか被らないため	6	5	6	2	19
最近、非現実的な法が多いと思うか？					
① そう思う	23	9	43	31	106
② そのようである	21	18	31	39	109
③ そうではないと思う	3	2	2	10	17
④ 考えなかった	9	11	11	4	35

質 問	回 答				計
	一般市民		大学生		
	男	女	男	女	
現実的妥当性のない法も守らなければならないか？					
① 守らなければならない	13	5	19	13	50
② 守るしかない	29	24	47	50	150
③ 有利な場合のみ守ればよい	7	4	10	8	29
④ わからない	7	7	11	12	37
⑤ 無 回 答				1	1
法は必ずしも妥当なものではないため、法を違反しても結果がよければ恥ずかしいことではないと考えるか？					
① そう考える	11	17	5	21	54
② そうは考えない	42	18	63	55	178
③ わからない	3	5	18	8	34
④ 無 回 答			1		1
法律の条文は、その文章が堅苦しく、用語に不慣れなため、理解することが難しいと思うか？					
① そう思う	40	22	57	59	178
② そうは思わない	9	8	22	21	60
③ 読んだことがない	7	10	8	4	29

付録3 韓東大学校における調査

＜I. 韓国の司法システムに関する質問です＞

単位：名（％）

1. 現在施行されている司法試験制度をどう考えますか？	
あ. 良いシステムだ	2 (4)
い. どうしようもないシステムだ	24 (48)
う. 問題点のあるシステムだ	23 (46)
え. その他	2 (4)
2. 司法試験考試学院の存在をどう考えますか？	
あ. 良いと思う	1 (2)
い. 試験が難しいため仕方がない	32 (64)
う. 大学の教育がよくないので仕方がない	4 (8)
え. 考試学院の先生が大学の先生よりも優秀であるため仕方がない	2 (4)
お. どんな理由があろうとも認定してはならない	2 (4)
か. その他	28 (14)
3. ロースクールはどんなシステムであると思いますか？	
あ. 法曹人資格をそのままもらうことのできる過程である	32 (16)
い. 単に法に対して専門的な技術を教える大学院である	25 (50)
う. 司法試験のためにその応試資格を得ることができるものである	10 (20)
4. 法曹人として必要なことは何であると考えますか？	
あ. 倫理観	31 (62)
い. 正義感	36 (72)
う. 遵法精神	25 (50)
え. 弁説力	10 (20)
お. 社会的地位	1 (2)
か. 男性（性別）	0 (0)
き. 年齢	0 (0)
く. 経済力	0 (0)
け. その他	5 (10)
5. 将来法曹人の資格を持ちたいですか？	
あ. 韓国の資格を持ちたい	42 (84)
い. アメリカの資格を持ちたい	12 (24)
う. 他国の資格をもちたい	7 (14)
え. 興味がない	5 (10)

6. 法曹資格を持ちたい理由はどんなものですか？	
あ. 社会のために仕事ができるため	34 (68)
い. お金を多く稼ぐことができるため	8 (16)
う. 他人からかっこうよく見えるため	5 (10)
え. 家族を喜ばせるため	8 (16)
お. その他	12 (24)
7. 外国の法曹資格により、韓国で活動することができることについてどう考えますか？	
あ. 絶対にいけないことである	9 (18)
い. グローバル化のためには仕方のないことである	14 (28)
う. 法曹界解放のためにもいいことである	30 (60)
8. 法曹資格の認定はどのように実施すれば最も良いと考えますか？	
あ. 司法試験（現行）	12 (24)
い. 法律大学院（大学による認定）	20 (40)
う. ロースクールシステムのようなもの	23 (46)
え. 社会的貢献（社会的認定）	0 (0)
お. 選挙（政治的認定）	0 (0)
か. その他	2 (4)
9. 「ADR」が何であることを知っていますか？	
あ. 知っている.	1 (2)
い. 知らない	49 (98)
10. 以下に記された韓国の司法改革の中で知っているものはありますか？	
あ. 弁護士の判事任用	13 (26)
い. 前官礼遇の防止	13 (26)
う. 国選弁護士制度の拡大	14 (28)
え. 司法試験応試回数の制限	18 (36)
お. 法学部6年案	9 (18)
か. ロースクール構想	28 (56)
き. その他	5 (10)

<Ⅱ. 韓東大学に関する質問です>

単位：人 (%)

1. 韓東大学にロースクールがあることを知っていますか？	
あ. 知っている	50 (100)
い. 知らない	0 (0)
2. 韓東大学ロースクールは国内初のアメリカ式ロースクールであることを知っていますか？	
あ. 知っている	49 (98)
い. 知らない	1 (2)
3. 韓国にアメリカ式のロースクールがあることについてどう思いますか？	
あ. 国とは関係のない問題である	6 (12)
い. グローバル時代に合ったことである	33 (66)
う. 理想としていたことであると思う	4 (8)
え. その他	7 (14)
4. 韓東大学ロースクールに進学したいですか？	
あ. 進学したい	15 (30)
い. 進学したくない	35 (70)
5. 韓東大学ロースクールに進学したいその理由は何ですか？	
あ. アメリカの弁護士資格のため	23 (46)
い. 教授陣や施設がよいため	3 (6)
う. その他	5 (10)
6. 韓東大学ロースクールに進学したくないその理由は何ですか？	
あ. 未来がなさそうであるため	3 (6)
い. 進学自体に興味がないため	9 (18)
う. 場所、教授陣、施設等の問題のため	3 (6)
え. 韓国法曹人の資格を持ちたいため	13 (26)
お. その他	7 (14)
7. 韓東大学ロースクールの新しい試図をどう思いますか？	
あ. 韓国社会に良いことである	40 (80)
い. 社会には関係のないことであるが、個人的に良いと思う	7 (14)
う. 失敗すると思う	0 (0)
え. その他	2 (4)

8. 韓東大学法学部の授業はどうですか？	
あ. 基本的には良い	31 (62)
い. 問題点がある	17 (34)
9. 韓東大学に通うメリットは何であると考えますか？	
あ. 少人数教育制度	9 (18)
い. 場所、教育環境、施設、教授陣等	20 (40)
う. 卒業後の就職	0 (0)
え. ロースクール	1 (2)
お. その他	19 (38)
10. 日本では2004年4月からロースクールが開講されることを知っていますか？	
あ. 知っている	9 (18)
い. 知らない	37 (74)